

平成23年第2回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(3)
第1日(6月21日)	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	
川村 武俊君	6
喜山 康三君	20
坂元 克英君	38
麓 才良君	49
議案第26号 与論町特別会計条例の一部を改正する条例	58
議案第27号 ゆんぬ敷料化ラブセンターの設置及び管理に関する条例の制定 ...	59
議案第28号 平成23年度与論町一般会計補正予算(第2号)	64
議案第29号 平成23年度与論町介護保険特別会計補正予算(第1号)	81
議案第30号 平成23年与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) ...	82
議案第31号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について	83
議案第32号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	84
承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(与論町税条例の一部を 改正する条例)	85
散 会	86
第2日(6月24日)	
開 議	91
議案第5号 与論町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する 条例制定の件(総務厚生常任委員長報告)	91
陳情第2号 腎移植手術を受ける患者さんに対する旅費・交通費補助を求める 陳情(総務厚生常任委員長報告)	92

請願第7号	硫黄島への米軍射爆撃場の移転に断固反対する請願	93
陳情第3号	叶組東西線（仮称）道路の改良舗装について（文教経済常任委員会報告）	94
陳情第4号	くじり線（仮称）改良舗装整備に関する陳情	94
陳情第5号	スポーツを通したまちづくり（人口芝グラウンド建設）に関する陳情	94
陳情第6号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について	94
発議第3号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について（野口靖夫議員ほか3人提出）	98
発議第4号	与論町議会基本条例制定の件（喜村政吉議員ほか4人提出）	99
	閉会中の継続調査について	100
閉会		101

平成23年第2回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	日 程
6	21	火	本会議(開会、一般質問、議案審議)・常任委員会
	22	水	常任委員会
	23	木	常任委員会
	24	金	本会議(閉会)

平成 23 年第 2 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 23 年 6 月 21 日

平成23年第2回与論町議会定例会会議録
平成23年6月21日(火曜日)午前9時25分開会

1 議事日程(第1号)

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第26号 与論町特別会計条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第27号 ゆんぬ敷料化ラブセンターの設置及び管理に関する条例の制定
- 第7 議案第28号 平成23年度与論町一般会計補正予算(第2号)
- 第8 議案第29号 平成23年度与論町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第9 議案第30号 平成23年与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第10 議案第31号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第11 議案第32号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 承認第3号 専決処分の承認を求ることについて(与論町税条例の一部を改正する条例)

2 出席議員(12人)

1番 川村武俊君	2番 林 隆寿君
3番 供利泰伸君	4番 福地元一郎君
5番 喜山康三君	6番 本畑敏雄君
7番 坂元克英君	8番 喜村吉政君
9番 野口靖夫君	10番 麓才良君
11番 大田英勝君	12番 町田末吉君

3 欠席議員(0人)

欠員(0人)

4 地方自治法第121条による出席者(13人)

町長 南政吾君 教育長 田中國重君
総務企画課長 元井勝彦君 会計管理者兼会計課長 佐多悦郎君

税務課長 猿渡ケイ子君 税務対策監兼収納対策室長 池上成孝君
町民福祉課長 沖野一雄君 環境課長 福地範正君
産業振興課長 鬼塚寿文君 商工観光課長 久留満博君
建設課長 高田豊繁君 教委事務局長 野田俊成君
水道課長 池田直也君

5 議会事務局職員出席者(2人)

事務局長 川畑義谷君 係 長朝岡芳正君

開会 午前 9 時 25 分

議長（町田末吉君） おはようございます。本日はたくさんの方々に傍聴いただきまして、誠にありがとうございます。よろしくお願ひします。
ただいまから、平成23年第2回与論町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（町田末吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、2番林隆寿君、7番坂元克英君を指名します。

日程第2 会期の決定の件

議長（町田末吉君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの4日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から6月24日までの4日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（町田末吉君） 日程第3、諸般の報告を行います。
報告事項については、印刷して配布してありますが、その概要については、事務局長に朗読させます。
なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり関係常任委員会で審査をお願いします。
事務局長。

事務局長（川畠義谷君） 諸般の報告をいたします。
町長から平成22年度与論町繰越明許費繰越計算書の提出並びに辺地総合整備計画の変更に係る専決処分の報告があり、また、町監査委員から平成22年4月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付しておりますのでお見通しください。
次に、平成23年第1回定例会において採択されました「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書」については、内閣総理大臣ほか関係行政

機関の長に提出してあります。

なお、閉会中における町外での会議・活動等の状況は、次のとおりであります。

また、議会だよりにつきましては、3月の定例会の内容を特集した「よろんちよう議会だより第99号」を全世帯及び関係機関等に印刷配布しておりますが、編集作業にあたった広報委員を始め、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

議長（町田末吉君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 一般質問

議長（町田末吉君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、川村武俊君。1番。

1番（川村武俊君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

1番（川村武俊君） 日本共産党の川村武俊です。

まず初めに、福島第一原発の事故の影響で、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

日本の原発は安全・国策だからと信じてきましたが、福島第一原発の惨状と多くの人々の苦しみを見るとき、深い自責の念で心が痛みますと語るのは、元九州電力川内原発原子力発電所次長の徳田勝章さんです。

原発は危険と言ってきたあなた方の指摘どおりになった、今となっては政府に裏切られた思いです。

福島原発の事故は、原発は未完成で危険なものという人類への警告です。

人間がコントロールできなくなった原発は怖い、原発の安全神話は完全に崩壊しました。

福島原発は、なぜこれほど重大な事故になったのでしょうか。そこには、日本の原発では深刻な事故は起きないという前提がありました。

例えば、原発の安全性をチェックする原子力安全保安院は、推進機関の経済産業省と一体です。

アメリカでは、独立した原子力規制委員会（NRC）が強い権限を持っています。

この問題は、早くから指摘されてきましたが、国も電力会社も無視してきました。原発はコストが安いと言われます。しかし、放射性廃棄物の処理方法は全く確立していません。青森県六ヶ所村の再処理工場には、2兆円以上の国費を投じてもトラ

ブルが続き、いまだにめどが立ちません。原発は一旦事故が起きると被害は甚大で、その賠償にばくだいな費用がかさむことは今回の事故で明らかになりました。

監督官庁の経済産業省からの天下りも大きな問題です。

私が知っている高級官僚は、ある電力会社の副社長に納まっていました。行政と企業が癒着し、なれ合いの温床となっています。

今回の事故を踏まえ、これらの教訓を酌み取るべきです。

既存の原発は、厳しい安全性の総点検を行い、日本でも再生可能なエネルギーに切り替え、風力・太陽光など原発に頼らないエネルギー政策に転換し、原発ゼロの理想に接近するときですと締めくくりました。

それでは、2011年第2回定例会において、先般の通告に基づき一般質問を行います。

1 公契約の適正化について

(1) 公契約事業の地元発注で地域経済の振興を図る考えはないか、お伺いいたします。

(2) 全国の公務・公共サービスを現場で支える労働者の間に貧困が広がっている中、本町においても賃金・報酬の保障をとの声があるが、どのようにお考えになっているか、お伺いします。

(3) 公契約の適正化で公共サービスや建造物の質を高め、労働者に適正な賃金と労働条件と雇用の安定を図り、ピンハネ悪徳業者を排除し、税金の無駄遣いをなくす。そして、受託事業者に適正利潤と健全経営をすすめ、地元発注で地域経済の振興を図るために、公契約条例を制定する考えはないか、お伺いいたします。

2 役場の人事について

(1) 非正規職員の雇用増加に伴い、対正規職員との比率が高くなっている現状をどのようにお考えになっているか。

(2) 町民の暮らしと安全を守り、公共のサービスを充実したものにするためにも、職員の年齢構成はピラミッド型が最もふさわしいとされていますが、本町においては逆ピラミッド型に移行している現状をどのようにお考えになっているか。

(3) 政府は、国家公務員一般職の給料を2014年3月までの3年間、5パーセント～10パーセント削減する給与法改正案を閣議決定いたしました。国家公務員の給与引下げは、地方公務員に波及する危険性が大きく、民間労働者への影響も避けられず、景気悪化と税収減による地方財政の悪化を加速させるものと懸念しますが、町長はどのようにお考えになっているか。

3 かんがい用施設について

(1) 園芸農家への夏場の干ばつ対策として、ボーリングかんがい用施設を無料開放するとともに、更に施設の整備を行う考えはないか。

以上、よろしくお願ひします。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

町長（南 政吾君） ただいま川村議員のほうから、平成22年度の私ども日本の災害について述べられたのですが、平成22年度という年は、非常に災害の多い年で大変心配し、またこれから行く先を心配しているのですが、これも一つの教訓として、きちんと二度とそういうことが起きないような対策をするのも、私ども行政の責任ではないかということを肝に銘じて、今度頑張ってまいりたいと思います。

被災者の方々の一日も早い回復を心から念願したいと思います。

それでは、ただいまの御質問についてお答えいたします。

最初に1の(1)についてお答えいたします。

本町が事業主体である工事や委託事業につきましては、特殊な工事を除き極力地元業者に発注しております。

また、県が事業主体の工事につきましても、工区割りなどにより地元業者が受注できるよう配慮していただいているところであります。

御指摘のとおり、公共事業は地域経済の振興の大きな柱であり、今後ともこの方針を継続していきたいと考えております。

次に1の(2)についてお答えいたします。

御指摘のとおり、小泉政権当たりから「下流社会」「ワーキングプア」などの言葉がマスコミ等で取り上げられるようになりましたが、賃金等の保障については、鹿児島労働局が県内の最低賃金を定めており、本町においてもこの額は保障されているものと認識しております。

次に1の(3)についてお答えいたします。

公共工事の発注については、最低制限価格を設定し、工事品質の劣化、労働賃金の部切り、低価格下請契約等の対策を行っております。また、設計監理等の委託業務については、最低制限価格を設定しないで、入札価格順位や技術提案審査方式等により契約をしております。

なお、指定管理制度等の導入による公共施設等の管理運営委託契約等も想定されることから、公共サービスの質の向上、労働者の適正な労働条件や賃金の改善を図ることによる労働者の生活の安定、更には地域経済の活性化・納税意欲の向上を図る上からも、御指摘の公契約条例の制定については、今後鋭意検討してまいりたい

と考えております。

次に、2の(1)についてお答えします。

「与論町自立化計画への提言」及び「与論町行政改革集中改革プラン」等における定員管理の適正化により、これまで職員定員数の見直しを進めてきたところであります。職員数の減により、職員の事務量の増加に伴い住民サービスの低下等を招かないよう、必要な部署においては臨時職員を採用して対応しているところであります。また、平成21年度から導入しました緊急雇用事業等により、多くの臨時職員等を採用しているところであり、御指摘のとおりここ数年臨時職員等の比率は高くなってきております。

今後、正職員については、計画的に削減し類似団体等の職員数に近づける必要がある一方で、職員の業務負担を解消しつつ円滑に業務を行うためには、臨時職員を採用していく必要があるものと考えております。

次に、2の(2)についてお答えいたします。

御指摘のとおり、理想とする職員の年齢構成がピラミッド型であることは十分に認識しております。

現在の一般職の職員の採用年齢は、18歳から30歳までとなっております。また、教養試験、作文試験、事務適性検査、一般性格適性検査、口述試験等を行い、総合的に判定した上で採用しております。

職員の適正人數のみを考慮すると、新規採用は行わないことが早期に目的（適正人數）を達成できることになりますが、毎年2・3人採用することにより、逆ピラミッド型を解消することに努めています。

職員採用の透明性・公平性を維持しながら、年齢構成も考慮した職員採用は極めて難しい課題ですが、今後理想とする年齢構成を目指して更に検討ていきたいと考えております。

次に、2の(3)についてお答えします。

御指摘のとおり、国家公務員制度改革関連法案が閣議決定され国会に提出されております。

現在のところ、地方公務員への波及については、国・県等からの通知等はなく、マスコミ等の論調から類推するほかありませんが、景気等への影響は大きいものと考えております。

なお、本町はラスパイレス指数が83.3パーセントと全国でも極めて低い位置にあり、更に給与引下げを行うとなると職員の志気の低下にも関わることから、近隣市町村等の動向も把握しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

最後に3の(1)についてお答えいたします。

コイン給水施設の無料開放につきましては、さとうきび作を考慮して、例年7月から10月頃までの期間実施しております。園芸農家の方も使われていると思いますが、秋口から多く使いますので、今後、通年で無料開放を実施する方向で予算も考えながら検討してまいります。併せて無料開放時の施設の使用について、1人の方が独占使用することがないよう啓発してまいりたいと思います。

なお、新規の施設整備につきましては、今のところ計画はございません。別途で町単独の干害対策施設整備事業補助金もございますので、御活用をお願いします。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 公契約の地元発注のことですが、ペン1本から大型公共工事に至るまで、なるべく地元企業の方に仕事を回すことが一番大切じゃないかと思っております。それで、今インターネット等がかなり利用されていると思いますが、小さな備品とか、そういうったものはどのような形で購入されているのでしょうか。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） 30万円以上につきましては、指名委員会等をもちまして指名しております。

また、それ以下の小さな10万円以下等の物件につきましては、各課長の権限で行っております。御指摘のとおりインターネット上に安いものも出ておりますが、地元の業者の育成ということもありますので、その辺は非常に微妙な問題ではありますが、今後そういう点も含めて検討してまいりたいと思っています。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） なるべく、商店街の活性化、そういうったのも考慮に入れて、本当に1円の額から地元の商店街の方からなるべく購入されるような形をとって、意識的にそういうった形をとっていただきたいと思います。

何が一番商店街の活性化になるかというと、そういうった消費を島内ですることが一番大きいのではないかと思っております。そういうったことが、本町の税収にも反映されてきますので、島内循環を念頭においていただきたいと思います。

「県の入札契約制度について」というのが最近発表されましたので、これを読み上げたいと思いますが、県のほうとしては今後の方向性として、「良質な公共サービスの安定的提供と県内業者の経営健全化」をうたっておりまして、「談合と不正のない公正な競争のもとで価格競争の激化による悪循環を回避し、良好な品質で安定的な公共サービスの提供がされるように、地域にとって真に必要な技術と経営に優れた業者の育成、そして経営健全を図り県内経済の活性化を図る必要がある」と、まず1つ目にうたっております。

そして、2つ目には「安全で適正な労働条件の確保」、労働者の多くは地元の方

々が働いているわけでございまして、それを保障するために元請け業者から下請けを含む全ての労働者にとってまず雇用、それと安全の確保、そして賃金、そして労働時間等の労働条件の改善を図り、安心して働く環境づくりを推進し、働きがいのある真の豊かさを実感できる社会の実現を図る必要があると提言しております。

そういう中で、まず公共工事の在り方として4つ示しております。

まず1つ目に、公共工事について引き続き地元優先発注に努め、下請けや資機材の確保・調達においても地元業者の受注機会の拡大を図ると県のほうでもうたってあります。

2つ目に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の附帯決議にある建設労働者の賃金、そして労働条件の確保が適切に行われるよう努めることについて、十分留意することとなっております。

3つ目に、「入札契約制度」については、これまで改善されてきているが、依然として低価格入札の弊害が懸念されているということです。本町としては、なるべく安い価格で請けてもらった方が一番税金の無駄がないということもあります、しかし、制限なく本当に低価格でということになりますと、なかなか労働者の賃金、そういうしたものには反映されないということなので、このように県のほうではうたっております。

そして、4つ目に入札監視委員会については、平成21年4月から談合情報に関する対応を審査する機能が新たに付与されたが、引き続き入札監視委員会の機能を最大限活用することとなっております。

業務委託についても5点ほどありますので、ちょっとここで読み上げたいと思います。

1つ目に、県有施設の清掃委託においては、低価格で落札した業者が他の業者に実際の業務を委託したり、低賃金での雇用が発生することのないよう監視を行うということです。いわゆる委託だけにおいて、その上でピンハネして、要するに低価格で業者に落とすというようなものをなくすということです。

2つ目に、予算が削減される中で、保守点検等法的義務づけのある業者が優先される傾向にあることから、県有施設の清掃業務等にしづ寄せが生じ、品質の劣化を招く恐れがあるので、適切な予算措置を講じることとし、また品質の管理についても的確なチェックを行うこととなっております。

3つ目に、清掃業務入札に当たっては、不当なダンピングを排除するため、最低制限価格の適正な設定に配慮することとなっています。

4つ目に、業務委託に当たっては、経営と雇用の安定を図る観点から長期継続契約も検討をすることとなっております。

5つ目に、委託・派遣の職場においては、雇用の不安定が懸念されるので、県民の雇用の安心・安全を確保するために特段の配慮を行うことになっております。

6つ目に、物品調達については、予算が削減される中で競争の激化に伴う低価格により、県内各地域の物品納入業者の健全経営が阻害されることのないよう物品調達に際しては、地域の行政への配慮を検討することになっております。

それで、先ほどの御答弁の中で1の(2)については、労働者の賃金については保障されているものと認識しているとのことでございましたが、アンケートとか、そういうたった確固としたものを取った上での御回答でしょうか。いかがですか。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） この件につきましては、いろいろなところから資料等の収集をしているのですが、正確に賃金を幾ら払っているかということについては、明確な回答が得られない状況でございまして、アンケートに基づいた回答ではございません。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 東京都の新宿区では、各公共工事を請ける業者に対してアンケートを取りまして、どういう実態になっているかというのと、それに基づいて価格を設定したり、なるべく労働者の賃金とか配慮されているような形をとっています。

全国でもこういったことが各自治体のほうでも進められていますので、是非本町においてもしっかりとせっかく公共工事をしていただいて、島内の活性化を図るためにも、やはり従業員の給料を保障する、また質の高い工事をしていただくためにもそいったのは配慮していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） 業者の方々の理解を得られるように、業者の方々とも意見の交換会をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） この問題を、私が取り上げたのは従業員の方から2年前ぐらいからですか、やはり行政のほうでも私たちの賃金を保障してほしいとか、雇用を保障するために何か手だてはないかということで、「公契約条例」というのがあるのではないかということで提案しているところでございます。

ですから、行政のほうとしてもきちんとしたものをとっていくためには、こういった「公契約条例」というのが必要ではないかと思っております。もちろん、この中には税金を払わない悪徳業者とか、そういうのを排除するという目的ももちろん条例の中には入っております。ですから、業者の健全、受託業者に健全経営、そして労働者にきちんとした保障をする。そういう流れの中で、町内の活性化と税

収もきちんとされていくという、そういう地域の経済を活性化するためには行政の施策というものが、今後は大いに必要になってくるのではないかと思っております。この「公契約条例」の制定について町長はどのようにお考えになっているのでしょうか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 私ども行政といたしましては、公共事業を発注したり、お願ひしてやっていますが、その一番大きな目的というのは地域の経済活性化が一番大きな柱になっているのは十分承知しているのです。

したがいまして、県の事業についても町の事業はもちろんですが、できるだけ仕方がないときだけ対外的にということでやっているのですが、そしてまた最低の価格というのも、これはその会社を守るためではなく、そればかりではなく、それもあるのですが、やはり働いている方々のことも考えて最低価格というの決めてこうしてやっているわけであります。

それと、私どもとしては、その方法はやっていきたいし、今後の公契約についても、これからまた更に検討させていただきたいと思いますが、一番今心配しているのがＴＰＰの問題です。

これは、この地域、与論だけの問題ではなく、今はできるだけ地域の事業は地域の方にと、業者にということでできますが、ＴＰＰが完全に成立すると、今度は全世界の業者を入れなければならないという強力な法的制限がくるのです。どうしてもこれだけは、農産物の輸入の問題もあるのですが、それと併せてそういう問題也非常に大きな問題がありますので、これだけはどうしてもやめてもらいたいということで、国に強力に今までやってきていますが、今後ともやってまいりたいと考えております。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） もちろんＴＰＰについても全町民、全国民挙げて反対していかなければいけない本当に大切な問題だと思っております。

もちろんこの公契約条例を制定するに当たっては、本当に役場の職員の方々の仕事量もかさむことかと思っております。しかし、この公契約条例を作ることによって、本当に労働者の賃金、それと安全を守り、そしてまた、地域経済の振興を図る上でも本当に必要になってくるのではないかと思っております。

これは2006年のふじみ野市営プールで小学2年生の女児が吸い込まれて死亡したという報告、そういうニュースがございましたように、かなり日にちが経っていますが、こういった業務委託をされた太陽管財（株）さいたま市にあるわけなのですが、この市との契約に違反して全て別会社に丸投げして、管理業者2人に

裁判が行われたわけなのですが、管理業者2人に対しては罰金が各100万円の略式命令にとどまっているわけなのですが、しかし、裁判所の判決というのがやはり自治体の職員2人に対して業務上過失致死罪で禁固1年6か月という重い有罪判決が下されたのです。というのは、やはり管理業者ですか、管理されている市の方にも責任が一番重いんだということありますから、きちんとした確かに仕事量は増えるのですが、それなりの公務に携わっている方というのは、そういった責任が重いということを改めて認識するような判決結果なのです。そういうことも踏まえて、きちんとした対処をさせていただきたい、このように思いますがいかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） その件については、法的にも確かきちんとできないようになっているわけで、それは私ども発注する側の行政がしっかりそういう点は監視していくなければならないのではないかと思っております。また、気をつけてまいりたいと思っています。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 続いて役場の人事についてですが、この間町長と臨時職員と正職員の人数を確認したところ、臨時職員が131人ですか、それに対して正職員が104人ですか、2年前に私がこれについて、質問したときに「いや逆転することはない」というようなことを町長のほうはお答えされたと思いますが、そのときに正職員については、「とにかく増やしていくのだ」と、「114人までしていくのだ」と町長は御答弁されたと思うのです。

しかし、ここの御答弁の内容の中には、今後正職員については、計画的に削減するとなっておりますが、どういうことですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） この臨時職員については、今131人ということですが、国の政策として緊急雇用促進事業というのがございまして、これを大いに活用して結局何といいますか、ワークシェアリングの代用みたいな考え方で、今国の補助金ができるだけいただいて雇用しているいろいろな面で活用して、事務だけではなくてほとんど外での活動というのが主になっていますが、そういう意味で増えているわけあります。

ただ、正職員については、計画的にずっと減らしていくということあります。後ほど逆ピラミッドの問題もありますが、それも考慮に入れた形で計画的に大体平成35年までには何といいますか、ちゃんとした形にできるような考え方で今進めているところであります。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 私がここで一番心配するのは、この臨時職員の今後の対応についてなのです。例えば今は国の方からそういった補助事業というのが入っておりまして、財源的にもそういったので助かっているのですが、前の議案審議の内容の中でも野口議員だったですか、「今後どうするんだ」と、臨時職員への対応については、今度雇用対策事業がなくなったらどうするのだというような御質問がありましたが、その点についてはいかがですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） その点については、本町だけではなくて、これは鹿児島県の離島は特にそのことが一番心配の種になっているのです。何とか、雇用ということを国ほうで助成してもらわないと地域の行政が成り立たないという状況にありまして、その点を何とか継続するようにということで、これは懇談会があるたびにそのことはお願いをしているのですが、ただ、他力本願過ぎる点もございまして、もしそれがなくなったときどうするかということになるかと思いますが、必然的に一番心配するのが町民に対してのサービスが行き届かなくなる可能性があるのではないかと思っていますが、その点は特に気をつけて財政に合ったやり方でしかやっていけないのではないかと思っております。

このような制度がなくなると今のようなやり方では恐らくできないのではないかと、そういう点を考えたときにやはりその対策も今から徐々に考えていく必要があると考えております。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 採用された方というのは本当に助かっていると思うのです。

しかし、これが補助金がなくなって、ではどうするのだといったときに本当に行政の執行部の方は使い捨てというのは絶対許されないわけなのです。だから、もう要らないと、そこで切るということは、私は絶対許されるものではないと思うのです。その辺をきちっと後の受け皿とか、そういったのもきちっと考えながら、こういったのは進めていただきたい。雇用された方というは、本当に助かるることは助かるのだが、後をどうするんだということまできちんと行政の方が考えていただかなないと、本当に後いろいろな問題が島内の事業所とか影響してくると私は思っていますが、いかがですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） そういう点が、今よければ後はどうでもいいというわけにはいかないわけであります、おっしゃるとおり、ですからその一つの対策として、やはり企業誘致をやる必要があるのではないかと、つい先日も課長も一緒に行って上

場している会社ですがお願いをしてきたのですが、何とか才能のある方々、またそういう面、そして労働関係が得意な方、そういう面の事業を導入する以外に方法がないのではないかということで、今それを一生懸命やっているところです。

ただそれだけではなくて、観光面の振興を図って観光産業をやれば、企業誘致というのは偏った形になるわけで、10人の方が失業をしている、そこに10人採用する企業がくるからといって10人が就職するわけではないので、得手不得手があるということで、その中で1人か2人就職すればいい方で、根本的な解決策は産業の開発、観光を振興する以外にもう方法はないのではないかという思いを今非常にしていて、ルネッサンス計画を立てて今一生懸命それに向かって行動を開始しようということでやっているところです。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 是非そといった形の受け皿というのですか、そといったのをきちんとできるような体制を今からつくっていただきたいとこのように思います。

それと、私は資料請求をして、職員の年齢構成を見て本当にびっくりしたのです。

今、係長クラスまでは本当に安定した人数が確保されています。それ以下というのは本当にいないのです。といいますのは、係長の下は臨時職員、それで臨時職員がそといった重大な仕事をしているということにある意味ではなっているわけなのです。ですから、後もう5年もすれば今度係長クラスが課長補佐、課長補佐クラスが課長になるのですから、そしたら後に係長になる人たちというのはいないのです。30代以下の方が本当に2割ぐらいしかいない、本当にびっくりするのです。これで本当に行政が成り立つのですか、いかがですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） その点、私も町政に入りまして一番びっくりしたのがこの偏った職員の偏った形で、それこそ極端な逆ピラミッドになっている状況で、非常に私も驚いたのですが、その解消というのは今日明日でできる問題ではないのです。これは、その年はみんな来たからこれを半分にして、今度新しい人を入れるというわけにはいかない。

やはり、今の体制を徐々に変えていくという方法しかやれない。それを考慮に入れた形で、しかも私どもこの与論町の行政の規模からいきまして、大体91人、90人ぐらいが正職員の数で適正な人員になっている。それに近づけていかなければならないという形での両面を考慮して、その年の採用人数を決めてやっているわけですが、それに従って平成35年にはある程度めどがつけられるようにしたいという考え方で、今推移しているところです。

以上です。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 本当に、この職員の教育の問題とか、そういうのを含めて、どうするんだということを真剣に考えていかないと、本当に未熟な正職員と後には臨時職員しか残っていない。そういう方が、そうした職員の方向性で本町の執行体制というのは本当に成り立っていくのかというのは、本当に心配するのですが、もう後5年、そして10年、段階的に見たときに人材がそこに残っていない。これを本当に真剣に考えていかないと、足元からいくらいい仕事を持ってきてそれをこなす職員がいない。これは、本当に大変なことだと思っています。

ですから、今からきちんとした対応をしていかないと、本当に臨時職員も大切ですが、採用するのは大切ですが、やはり正職員を採用して教育していく、そういう必要性が今後ますます強くなっていくのではないかと思っております。

もちろん、係長クラスが本来の仕事ができないような形で、あれこれしなければいけないという事態も多々あるのではないかと私は思っているのです。

そういう中で、本当に本町は大丈夫なのかなと、このように思っていますが、その辺りを具体的に、こうしなければいけないということを町長のほうでどうお考えになっていますか。こうしようという1年1年区切りをつけて考えてここまでして、後はこうするのだという、そういう計画というのはございますか、いかがですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） この件は、私がずっと町長をやっているわけではないので、一応シミュレーションということを、こういうふうにシミュレーションを作って人員をどういうふうにするというのは立てているのですが、それを解消するのは非常に時間がかかるものですから、やっていても遅いぐらいで、それを何年にやるかというの、入っている現在の職員を中心とした形でしか作れないわけなのです。

それを中心として、こうあるべきだという姿を考慮に入れて採用人員を全部年ごとに計画してございます。今そのとおりやってきております。それしかお答えしようがないので、経過としては後10年ぐらいかかるのですが、その間ではちゃんとしたピラミッド型の形にしたいという考え方をしているのです。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） こういった人事のことは、町長がやらなくては本当に職員ができるわけではございません。ですから、町長が率先してやる必要があると思っております。

それと、多様かつ優秀な人材を確保するための環境整備というのが私は必要にな

ってくると思うのです。高度の専門的な知識又は経験を求められる職に当てる人材、競争力の高い人材を確保するために官民の人材交流、そういうことを推進していく必要があると思いますが、こういった人材を確保するために町長はどのような対策をお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 仕事は一人や二人でできるものではなく、みんなで始めてどれだけまとまって、どれだけみんなの力を集結できるかで、その判定が下るのではないかと思っております。

今からいろいろな形での地域間の競争が激しくなってくるわけでありまして、優秀な職員をいかに育てるかということが一番肝心ではないかと思っているわけであります。

そういう点で、いろいろな試験とか、厳しく公平に公正に行ってきていますが、それと研修だけは大いにさせたいと思っております。そのことによって人材を育てていくということを、研修だけは徹底して受けさせたいということで考えて今までやってきています。これからもそれをする必要があるのではないかと思っております。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） もちろん私は全体的なことを言ったのではなくて、専門職の方たちをいかに確保していくかということをお聞きしたのですが、いかがですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） その件につきましては、先ほど申し上げましたとおり、ずっと年齢制限をしてきたのですが、専門職については年齢をある程度考慮する必要があるということで、次からはそれを考慮した形で、一定年齢の若者だけを入れるということではなくて、それに合わせた即戦力になる方も考慮に入れた形でやろうということで、既にその打合せも済みまして、その方向で次からやるということで考えております。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 今、公務員の給料削減、国家公務員の給料削減の問題が新聞等でも取り上げられておりまして、やはり町に与える影響ということを私の方も懸念しているわけであります。

御答弁にありましたように、なるべくこれは保障できるようなそうしたことを考えていただきたいとこのように思います。

それに関連しまして、平成18年の広報紙ですか、261号、これに「与論町職員の給与等について」というのがちょっと載っていたのですが、この中で一つだけ

載ってないのがあるのです。役場職員の退職手当というのは載っているのですが、町長や特別職の退職手当というのが載っていないのですが、これはどういったことですか。

「広報よろん」の平成18年度の261号ですが、これをコピーしてきたのですが、今問題になっている首長の退職金が高いとか、そういった問題が今新聞等で話題になっています。そういう関係で町民の意識というのもかなり高いと思うのです。そういうのがやはり広報紙に載っていないというのはどういうことですかということです。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） それは調査したのを載せてあったと思うのですが、もし必要であれば、また今後、そのような形で特別職の方も載せていく方向で検討をしてまいりたいと思います。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） この問題は、奄美群島のほうでもいろいろ話題になっていまして、各議会のほうでも取り上げられております。

ちなみに、これを見ますと職員の退職手当を単純に計算しますと、月収掛ける1.6から1.7掛ける勤続年数というふうに割り出せるわけなのですが、これが首長の場合には、月収掛けるの5倍掛ける勤続年数ですから、在籍年数ですから4か年、この差については町長、どのようにお考えになっていますか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南政吾君） その点については、私もただ頂くだけで考えたことはないので、ただ私としては、ほかの市町村よりは少なくなければならないという考え方だけを持ってやってきたつもりです。

今までも、その点は一番少ないのでないかと思っております。

それだけしか考えていません。

議長（町田末吉君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 時 分
再開 午前 時 分

議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

はい、どうぞ1番。

1番（川村武俊君） 私がここでお聞きしたのは、先ほども申し上げましたようにこれをどうこうではなくて、例えばこれから町長は行政改革なりいろいろなことをさ

れていかなければいけないと思うのです。そのときに、このような格差をどのようにお考えですかという考え方を聞いたことであって、私がこれをどうこうせいということではございません。

次に移りたいと思います。

議長（町田末吉君）　はい、後5分ですのでまとめてください。

1番（川村武俊君）　かんがい用水の施設についてですが、是非とも園芸農家の方にも開放できるような対策をとっていただきたい、このように思います。

コイン給水機については、故障している給水機もあると思いますが、ございますよね。これは整備するお考えはないのかどうか。

議長（町田末吉君）　産業振興課長。

産業振興課長（鬼塚寿文君）　島内のコイン給水施設は、施設がある所だけでも20箇所を超えます。そのうち4箇所、5箇所ぐらいは使用不能になっております。それで修理中の所が現在のところ2箇所ぐらいございます。

以上のような状況ですが、使用不能にしてある例えば真正池のものとか、プリシアのそばの第2兼母と言いますが、そこら辺は復旧する考えはございません。

ほかに岸元地区のそばの岸元池にもございますが、そちらはほ場整備をやり出したら、また要望が上がってまいりましたので、順次整備して使えるようにしてまいりたいと思っております。

議長（町田末吉君）　1番。

1番（川村武俊君）　できれば故障した施設もせっかくの財産ですから、さとうきび農家だけではなくて、園芸、ほか花き関係の方も使えるような形で整備をしていただきたいとこのように思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（町田末吉君）　これで、1番、川村武俊君の一般質問は終わりました。

御苦労様でした。

次は、5番、喜山康三君に発言を許します。5番。

5番（喜山康三君）　早々の傍聴、皆様ありがとうございます。頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

1　南市政の総括について

(1) 南市政の3期12年を総括して、まちづくりに関して誇れる施策・事業等をどう考えているか。

(2) 観光業の振興に関して誇れる施策・事業はどう考えているか。

2　正規職員・臨時職員の給与・待遇等の在り方について

(1) 現在、国家公務員制度改革関連法の審議がなされている。人事院勧告を経な

いで労使交渉で給与を決める方向に向かっているようだが、本町はどのように取り組んでいく考えであるか。

- (2) 正職員の比率が今後とも低下し、臨時職員の占める割合が大きくなってくるが、正規・臨時職員間の仕事の分担、責任の度合い、給与・待遇に不公平は生じないか。
- (3) 臨時職員の能力評価も必要ではないか、同時に場内的人事配置等について抜本的な対策を講じるべきと考えるが、どう考えているか。

3 環境問題の改善対策について

- (1) 一般廃棄物の最終処分場の建設規模と予算をどう考えているか。
 - (2) ごみ有料化についてはどう考えているか。
- 以上、お願いします。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず最初に、1の(1)についてお答えいたします。

平成11年9月に町民各位の厳正なる審判を受け、深い御理解と御支援のもと町長に選任され、町政を担当させていただきました。以来3期12年間、「島に元気と人の和を」モットーに「若者が帰ってこれる魅力ある島」そして「全ての町民が希望を持って安心して住める実りある島」づくりを政策の柱に掲げ、町民各位の協力のもと、議会の皆様方の御指導をいただきながら職員と一丸となって公約・政策の実現に全力で取り組んでまいりました。

主なものとして

- ・ 町営「増木名住宅団地」「宇和寺住宅団地」の整備
- ・ 海中宮殿、「ゆんぬ体験館」等観光スポットの整備
- ・ 町民長年の課題でありました火葬場（昇龍苑）の整備
- ・ 肉用牛販売額10億円の達成及び堆肥センターの整備
- ・ 茶花小学校体育館・プール及び与論小学校の整備
- ・ 錦江町との姉妹盟約協定の締結
- ・ 与論港コースタルリゾートの整備
- ・ パスポート申請交付業務の地元開始
- ・ ヨロン特産品センターの整備
- ・ 与論町ヨロン島サンゴ礁条例の制定
- ・ (有)エスユー、(株)リンクス、日本マルコ(株)等の企業誘致
- ・ A D S L・光ファイバの全島サービスの開始
- ・ 地域再生計画を活用した鹿児島大学与論活性化センターの誘致

- ・ 特定交通安全施設整備事業の導入に伴う役場周辺整備（交差点改良）
- ・ 番総（賀義野地区・麦屋地区）の整備及び岸元地区の新規採択
- ・ 観光ルネッサンス計画策定基礎調査

など、お陰様で1期目の平成12年度に策定した「第4次総合振興計画」を含む公約については、あおむね達成することができたものと総括しております。

次に、1の(2)についてお答えします。

これまでの施策を顧みますと、昭和58年3月観光協会を中心にパロディのミニ独立国「パナウル王国」を建国、59年11月にミコノス島との姉妹盟約、ダイビングフェスティバル、ヨロンマラソンほか各種イベントによる誘客活動や、巡視船「あまみ」や海中宮殿の設置によるダイビングポイントとしての活用、リピーター対策としてのファン感謝祭の開催等多くの話題性を提供してまいりました。

しかしながら、観光面に関しては最良の突破口とは言い難く、大変苦慮している現状でございます。

今後の施策として、昨年度多方面から問題提起のありました「観光ルネッサンス計画」等に基づき、実施効果のある委員会（実践部隊）を設置し、積極的に観光対策を見直してまいります。

また、ICT活用による町民と全国各地の与論会の皆様方や観光客との相互の交流ネットワークを構築・推進するとともに、官民一体となった受入れ態勢が功を奏し、年々増加傾向にある修学旅行の更なる誘致活動や、与論観光の原点である「美しい自然」と「素朴な人情・文化」を観光資源として考慮し、「ゆんぬ体験館」を拠点に島暮らし体験など、与論独自のメニューの開発を行い、沖縄とは異なった形の島全体で迎え入れる「ゆんぬツーリズム」として長期滞在型観光の推進を図ってまいります。

更には、大都市における誘客活動はもとより、各種イベントの見直しや内容の充実を考慮し、今年度組織化される奄美観光・物産の一元化組織を活用した群島催事への積極的な参加を促進してまいります。地理的条件・歴史的経緯を考慮しながら、沖縄県観光コンベンションビューローの情報に学び、沖縄本島を拠点に周辺離島を周遊するお客さんを対象とした誘客活動の推進や、奄振等のソフト事業を導入して既存の施設の修復等を行い、一層の魅力ある観光地づくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、2の(1)についてお答えします。

御指摘のとおり、国家公務員制度改革関連法案が閣議決定され、国会に提出されております。

現在のところ、地方公務員については、国・県などからの通知がなくマスコミ等

の論調から類推するほかありませんが、今後的確に状況を把握しながら早急に対応していく必要があるものと考えております。

なお、本町はラスパイレス指数が83.3パーセントと全国でも極めて低い位置にあります。更に給与引下げになると職員の志気の低下にも関わることから、近隣市町村等の動向も把握しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、2の(2)についてお答えします。

基本的には、川村議員にも御答弁申し上げましたとおりですが、仕事の分担等については、各課の実情に応じそれぞれ事務の分担がなされ職務を遂行しております。

なお、給与・待遇面における不公平等については、大きな課題であり、大分県姫島村における取組等、抜本的な給与体系の見直しが必要であり、今後ともその実現性を含め検討していく必要があると考えております。

次に、2の(3)についてお答え申し上げます。

御指摘の件について、非常に大事なことであると認識しておりますが、現在の制度上、評価をどのように生かしていくか、2の(2)の御質問とも併せて今後検討してまいりたいと考えております。

3の(1)についてお答えします。

本町が計画している最終処分場の規模については、埋立処分が始まる年から、15年分の町内で排出される焼却残渣及びカレット、陶磁器類の排出量を推計した結果、3,900立方米の処分量容積が必要となり、そのような計画規模となっています。

最終処分場の建設予算についてですが、国内の最終処分場の建設費と、施設規模を比較してみると、埋立容量が大きいほど平米当たりの建設単価は安価な傾向にあります。本町の場合は3,900立方米の施設を計画しておりますので、埋立容量と建設単価の相関で得られる式で概算工事費を算出すると3億5,000万円となっています。

最後に3の(2)についてお答えいたします。

一般廃棄物処理関係の財源確保については、大変苦慮しているところであります。ごみの有料化は、一般ごみ発生量の抑制と財源確保に有効と思います。ごみの有料化については、金額の設定や有料化制度の運用の在り方など、検討すべきことが多くありますが、既に有料化を実施している他市町村の制度等を参考にしながら、町民の理解が得られるような形で、ごみの有料化に向けての準備を進めてまいりたいと思っております。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 私は町長の12年間を、どこをどう総括するかということで期

待していたのですが、今までやった事業の羅列で、はっきり言って肩透かしを食らったような感じで聞いておりました。

今までの財政状況、人事の問題、保険財政の急激な動向、今後の財政についてもどういう形で触ってくれるかなと思ったのですが、全くそのことについても触れる事もない。少しがっかりしているのですが、12年間町長をされてきています。その中で、一つの制度とか方向性だとかあってもしかるべきだなと思っていたのですが、私が議員になって今年で11年になりますが、南町長らしい、きびつとしたオンリーワンの施策というのがどこにあるだろうかと思ってずっと考えてみたのですが、私にはそれを見いだすことができません。

町長は、懇談会で今度立候補されるわけですが、当選されたら副町長も置いて、私は外交に専念して営業に走り回りたいと、いわゆるトップセールスを強めたいという御発言があったようですが、財政的にも人事的にも様々な環境問題も様々な問題が山積している中で、トップが不在では物事の決断もおぼつかなくなるのではないか。その辺について、もう少し真剣にこ入れをしてやる覚悟が必要ではないかと私は思います。

特に、今、大震災の影響で役場の位置の問題とか、防災センターの位置の問題が出てきていますが、ややもすると経済的原則、街づくりをどうするかというのはそっちのけで、高い所にもっていけばという暴論がかっ歩しているような気がしてなりません。手元に資料が届きましたが、これですね、町長。今手元に上げましたが、西区の鵜木商店の西側の方に見に行ったら、「アギタチキモーシ」という地名があることが分かっています。このことは、実を言うと、これにも書いたのですが、以前から与論の歴史とか方言とかに興味があって、いろいろ与論の各家々がいつ頃からそこに家を造ったんだ、あなたの何代目がこの辺に家を造ったかということで、ある程度ひまひまで聞き回ったことがあるのですが、今でもやっていますが、その中で古里の方から、お名前も言ってかまわないとおっしゃったので、片山隆洋さんから、実を言うとおふくろから、私の祖父の祖父から聞いたという話なのだが、私の先祖は「アギタチキモーシ」という場所から今の皆田の方に引っ越してきたんだと。そのとき、そこに大きな津波がきて、その辺を突き回したものだから「アギタチキモーシ」という地名があるんだと、しかし、今はそれがどこにあるか私は分からぬ。

それで、いろいろ調べて総務課長にもお聞きしたら、やはり地元ですよね、即総務課長から新たな情報が入って、結局あの辺が約60メーター、海拔60メーターです。それから考えると、もちろんこの私の図面にあるように、茶花地区から東区、立長、那間、ほとんど水没する地区に家がある。これは明和の大津波のときではな

いかと思うのですが、もちろん歴史を薩摩のほうにも県立図書館にもずっとネットで調べたのですが、与論町が津波に襲われたとか、奄美群島が津波に襲われたという記事はほとんどないような状況なのです。

ということは、私たち与論島が今後津波に襲われるときには、こういう海溝型津波が非常に懸念されていると、海溝型津波というのは御承知のとおり時速750キロから800キロのスピード、1時間足らずで、たかだか七、八十メーターから100メーターもする津波が来るような非常にそういう危険な場所に、この南西諸島は位置するということを認識すれば、「津波が来たら砂美地来館に行きましょう」と、そういうような代物ではないような気がするのです。

とにかく大きな地震が発生したら、とにかく何もかもうち捨てて、ピヤーヌパンタの上に逃げるというぐらいの考え方を基本的に防災知識、教訓としては子供たちに残すべきである。逆に、砂美地来館とかそういう低い所にやったために40メーター、50メーターの津波だったら全部やられてしまいます。

東北の津波では、避難場所として指定された場所が津波に襲われたのですから、想定外ですから、だからその辺は事柄を考えてもどういうような災害が発生するかということは、その個人個人の判断であるが、そういう避難意識というものをすべきであって、それと茶花の街を砂美地来館に移すとか、役場を移すとか、防災センターを移す話とはちょっと話が違うのではないかと、そういう意味で町長に茶花の街づくりはどういう考え方か、そのことについて伺いたいと思います。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 先ほど財政面がちょっと出ましたので、それにお答えする前に財政面をちょっと申し上げたいと思いますが、町長になりましてから2期目から公債費をいかに少なくするかということで、年々1億円から2億円の公債費を少なくするということで大分少なくしてきております。

町の財政の問題ですが、借金を減らすということは計画的に今進めていますが。

5番（喜山康三君） 町長、質問したことだけ答えてくれますか。財政のことばまた。

町長（南 政吾君） 近いうちにある程度40億円台になるように考えております。

今の町の庁舎の移転。

5番（喜山康三君） 街づくりについてどう考えますか。

町長（南 政吾君） 街づくりについてですが、私ども今まで、東北の震災が起こる前までは、この場所を基本として考え、実際にこれは私一人の個人的な考えですが、役場というのは町民全体の大きな財産でございますので、町民全体の御意見を伺わないとはっきりはできないのですが、私自身の考え方としては、ここを中心とした形でいかにできるかということで緊急避難も考慮に入れた形で、そういうあれ

ができないだろうかということを考えていたのですが、御承知のように今年から第5次振興計画が始まるわけであります。

その中に、この庁舎についての検討をしようということで24年から委員会を組織して、真剣にそれを取り組んでいこうということで計画していますが、私自身の今の考え方としては、仮に役場が移転しても町としての顔といいますか、中心となるような施設をどうしてもこの場所に造る必要があるのではないかと、個人的に今考えているところであります。と言いますのは、例えば観光客がきて「観光協会はどこか」とか、「観光課はどこか」ということを聞いたときに、仮に今喜山さんが言われたように、島の中心の琴平にもっていって向こうの方にありますというわけにはいかない。

また、例えば飛行場とか港の待合所でいいのではないかという意見も少し聞くのですが、それはただ案内所だけであって、観光協会とかそういうものの置き場所ではないと考えてあります。

そういうことで、その顔をどうしても一つの条件としてしか役場の位置を決めていけないと考えてあります。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 町長、質問はちゃんと聞いていただきたいのですが、あなたの考える街というのはどういう街かということです。

要するに、コンパクトシティと言われるように、一定の形に集約した形で街づくりをしていこうとしているのか、どういう街が与論島には必要なのか。どう造るべきか、赤佐の街を今後どう発展させようとしているのか。

今おっしゃったように、「仮に役場が移転しても」とか、「顔になるような」とか、そういう話をしているのではないのです。

私は、茶花のこの街の商店街というものが、この商店街そのものが与論の顔ではないですか。だから、この街をどういう形で形づくりしていくかというそういう基本的なことを聞いているわけなのですが、なかなか明快な答弁がもらえなくて、私の考えを言いますと、茶花の街に可能な限り公的な施設でもできるだけ集約した形で、この街の活性化を図らないと将来が危ういのではないかと、20年後には4,000人切れますよね、人口が。その中で役場職員も農協職員もほとんど人間がいなくなってしまいます。その中で、残された子供たちが、役場の仕事をしながら、あるいは家のこともしながら、介護関係もしながらという、そういう状況になるのです。

そのためには、もっと合理的なまちづくり、にぎわいのあるまちづくり、人が少なければ少ないほど集約しないと町の活性化、島の活性化が失われるのでないか。それを言っているわけなのです。そのために町長はどういう街づくりを考えている

か、それをお尋ねします。端的に。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） おっしゃるとおり、与論の場合の活性化というのは、やはり觀光を振興しなければ活性化はできない。そうなるとお客様のニーズに応えるような集約された街づくりがどうしても必要である。それはもう十分考えているのです。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 分かりました。

防災センターが、当初役場の前に建設計画になっていたのが、昨日の委員会でいろいろ出てきて横やりが入ったのです、様々な団体から、あるいは立場の方から。

それを急きよ、結局これでは建築確認まで下りているのです。要するに既にいつでも着工できる状態にきてると思うのです。ということは、町長がここに防災センターを造ろうとした判断は間違いだったということを町長が認めているのですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 今までの東北の震災が起こるまでは、想定内ということだったのですが、向こうが起きてやはり想定外ということが起こり得るのだということの経験をしたわけであります。

そういう点で費用も使ったのですが、やはりそれを見直しするというのが、今までこうだったからこのとおりしなければいけないという考え方には凝り固まってやることは行政として正しくないと、その条件が変われば変わった条件に対して適応できるようなことをやっていかないと、町民も納得しない。これは全部町民の財産でありますので。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 想定外、想定外なわけで、町長が考えたら向こうは30メータしかないから津波は30メータ以下で、全部以下の津波しか与論にはこないということで想定しているのですか。逆にそれが想定外で50メータのがきたらどうしますかとなってしまいますよ。

だから、想定、想定というけど、想定外という根拠がなくなるのです。だからいかにも論理は合っているようだが、それは高めればいくらでも与論のピヤーヌパンタにもっていって造った方が、それが一番簡単な話になってきます。それでも低いという方はいると思います。

だから、私が言うのは、行政がきちんとかいう形で最初からするのだったら、当然最初からこういう防災については、以前から指摘されていたことで、消防車庫のこともそれを言われながら今の場所にお造りになったのです。ということは、今造ったのも全部無駄だということですね。

だから、私が言っているのは、そういう意味ではなくて、この街の中をどう造るか、そして災害が起きたときの避難態勢とかというものは別の手だてを考えるべきだという考えなのです。

一応その点を指摘して、役場の移転問題、防災センターの問題、この辺については委員だけではなく、与論町民全員から本当に防災センターという名前はついているが、その名前がどんなものかということも町民に理解してもらいながら進めていますようお願いします。

それから、今後、今予算書に今度の補正予算に防災センターの予算が付いていますが、昨日の委員会もお流れなわけで、これは今回の議会では取り下げるべきではないかということで申し添えておきます。

それから、町長は防災センターのことだけを述べていますが、委員会でもこれは箱物で、実質的な防災機能の無線機は、今も砂美地来館に移転することは決定しているんだと、そういう説明をして、その辺がちぐはぐの説明が多いと。

それとともに、別にジェイアラートとか、いわゆる緊急避難措置についてもそれが移転だったら必要ではないか。その辺についてはどうお考えですか。

これは後で答弁いただきましょう。

次の2番の観光業の振興に関して町長にお聞きしたいのですが、町長は「イノベーション」というお言葉は御存じでしょうか。「イノベーション」と今結構盛んに言われているのですが、物事の新機軸とか新しい切り口、新しいとらえ方、新しい活用法を想像する行為のことをイノベーションということで、今盛んに言われていますが、私は与論の観光振興において、以前からずっと町長も先ほどの川村議員の答弁においてだけでなく、今まで観光推進は絶対図らなくてはいけないと、それは誰でもがそう思っているのです。観光を推進するために何をどうするかという処方せんになったときに、みんなはたと困ってしまうのです。

今回のイノベーションの言葉についてなのですが、これについて私が言うのは、今まである与論の史跡とか、そういうものを再度観光の視点、あるいは新しい切り口を求めた形で観光振興に使う手だてや方法はないかと、そういう意味での施策というものを私たちが考える必要があるかと思うのですが、その辺については町長どうですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 観光の新しい切り口ということになるかどうか分かりませんが、今までの与論の観光をいろいろな角度から調査をして、何が問題があるのかということを出して、そしてそれを今度はどうあるべきかということを観光ルネッサンス事業というのでまとめてございます。それにのっとって対外的にやる面と、それか

ら島内の整備をして実行していく面、それをきちんと分けた形でやっていきたい。

ただ、今までの一番大きな欠点は、計画はずっとされているが、実行に移すのに非常に問題があるということで、それを実践できるのを最優先にやろうということで、これからやろうという形にしているのです。細部にわたっては、そういうまとめがございますので、御覧いただきたいと思います。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 先だって少し目を通させていただきましたが、私が今一番気にしているのは、沖縄観光について先日文教経済常任委員会で視察してきたのですが、やはり沖縄の文化遺産ですね、そういう史跡というものを徹底して観光に利用していると。これをどういう形でプレゼンテーションしながら、それをどういう形で付加価値、イノベーションしながらどういう販売方法をとるかということについてのことがなおざりにされている。それを考えると、結局いつも教育長が言っているが、文化財リストもこの間もらってきたのですが、与論町にあるいろいろな文化財というものが、ただあるだけにしているのではないかと。これを与論の観光にどういう形で生かすかということをやはり全庁でもっと考えていただけないかと、今のルネッサンスの中にでもこの辺についても、もう少し踏み込んだものがほしい。

昭和47年12月に風葬墓地調査報告書というのが出ているのですが、これは、町長は御存じだと思いますが、今の琴平の下の風葬墓地の一帯の調査報告書ですが、私も南城市の斎場御嶽（セーふあうたき）なども見てきたのですが、私はそういう意味では文化的、観光遺産的価値はこれはものすごいのがあるなど、逆に私は今回視察してつくづく思いました。

私たちの足元にいろいろな資産があるのに、それを利用しきれていないのだと、それを活用しきれていないのだと、その活用をするために、いろいろな英知を集めるために、ひとつリーダーシップを発揮してほしいのです。是非お願いします。町長、いかがですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） その点は、非常に私も観光関係をやってきたこともあるのですが、非常に重要だと思っています。ただ向こうの通路が観光客が通れるような道ではないものですから、あれを予算を計上してきちんとした道づくりをしてくれということで指示をしてございます。それから最初にやっておかないと、非常に危険な状態で、今は観光客にどうぞと言えるような道路になっていないものですから、歩道をきちんとしたいと考えております。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 町長のおっしゃるとおりで、是非今まで私たちが大事なものが

あるのに、それをきちんと活用せず、ないがしろにしてきているのだ。手元にある、足元にあるものを少しもう1回見直して、これを再活性化に使いたいと私は常々思いましたので、ひとつ町長もこの辺にびしっと南町長らしいなという事業をぼんぼん取り入れていただきたいと、それを強く要望しておきます。

次に、移りたいと思います。

正規・臨時職員については、川村議員にもいろいろ答弁がありましたが、私今この答弁書の中にちょっと気になることがありますて、「なお、給与・待遇面における不公平等について、大きな課題があり、大分県姫島村における取組み等」と答弁がありますが、逆にこれを見る限り今の臨時職員に対しては、一定の不公平感を町長は感じていると、そういう形でとらえてよろしいですね。いかがですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 不公平感といいますか、役場で採用している正規に試験を受けて採用された方と、臨時職員というのは、それはある程度の差はあってもしょうがないと考えております。

ただ、不公平という意味がどういう形での不公平かというのは、非常に問題があると思います。それと先ほど姫島の問題もあったのですが、やっていることをすぐやろうということではなく、与論に導入できる面があればしたいと、向こうのやり方といつても与論にはできないことがいっぱいあるんです。それはもう取捨選択をしなければいけないと思っております。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） ちょっと話は変わりますが、今回本職員を採用したときに何か問題があるということをお聞きしているのですが、採用したその翌日から登庁していないと、そういうことが何か問題がありますか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 9月に試験をして4月に採用するのですが、これは採用する方々は同じ人が採用するということではなくて、いろいろな審査の方も何人か変わったりしてやっていますが、その審査の結果では異常が全くなかったということで、採用した後から問題が出たということあります。規定によって採用した後は、いろいろな規則があるのです。それに従ってやると、対応していくということになります。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） その職員は現在まだ役場職員でいらっしゃるのですよね、お聞きすると。まだ退職はされていないのですよね。それはかなりゆゆしき問題ではな

いかということで、町民からも相当指摘がありまして、これは与論町職員の任用に関する規則の中に第4条、競争試験です。その中にも職員の能力を判定するため、教養試験、口述試験、適性試験、身体検査、その他町長が必要と認める方法とかとあります。この項目にかなり考えなくてはいけないような点があるような気がするのですが、この辺については町長どう考えていますか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 私どもとしては、役場の採用規定に従ってやることしかできないと考えております。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） だから、その採用規定を考え直すとか、見直すとかいろいろする気はありませんかとお聞きしているのです。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） それについては、ある程度落ち着いてから、また検討する必要があればしないといけないと思いますが、今のところは検討してすぐ直そうということは考えておりません。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 今は、現実にこういう問題が出ているのに、それをまだ考えていないとかということ自体がやはりちょっと悠長すぎるのではないかと思うのですが、仕方がないことで、町長の判断することですので。今、姫島村の件なのですが、与論町は今83パーセントですか、ラスパイレス82ですか。

83ですね。これは今日のネットで姫島のをダウンロードしてきたのですが、向こうが今73パーセント、平成18年度か19年度に与論町議会の方でも1回ここに調査に行ったことがあるのですが、そのときとほとんど変わらない状況と聞いております。

先だって、先月に姫島の総務課長にお電話したら、やはりその方針は変わっていないのだと、それから御承知だと思いますけれども、給与体系が、給与が与論は6級あります、総務課長。それをここは3級にしています。いわゆる高級取りを少なくしている形なのです。

そして1級、2級、3級とありますから、3級のパーセンテージが24.2パーセント、与論町はどうなっているか分かりませんが。

そういう形で、昇給とか給与、その辺についても相当な意味で規制をかけていると、それで財政をもたせていると。2,000人余りの人口ですが、今現在186人の職員です。2,500人ぐらいですが、2,489人ぐらいの人口の中で186人が職員。

町長は、川村議員に対してもいろいろ公務員の年齢のピラミッド型とかについて、平成35年度までにするとおっしゃっていますが、そういう悠長な状態ではないのだと。町長12年ですよ、もう今年で町長になってから、その間こういう人事について何も手をつけてないのです。どうですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 先ほども何回も説明したのですが、既に入ったときに採用されている職員が対象になるのです。そうすると、それを年代層が上に固まっているから、あなたはやめなさいという権限はないですよ。その人たちが退職していくれる年代を考慮した形でやっていかないと、これは人権問題になるわけで、最初からそういうふうに計画的にずっと何人、何人と採用すればこうなるというシミュレーションを立ててやっているのです。それは退職される方々を中心とした形でやらないと、途中からこういう計画に合わないから、あなたはやめなさいということは言えるわけはないわけで、時間がかかるのは当然です。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 私は、職員の首を切れという話はしていないです。

さっき川村議員からも指摘されたように、後何年もしたら係長クラスはゼロになるのです。そういう中で、役場の業務もできなくなるという大変な状況に陥るのは、もう目に見えているのに、これに対してどういう対策をとられているかということを私はお聞きしているわけなのです。

今の職員にも、どうのこうのではなくて、今後の役場業務の在り方を考えたら、以前に臨時職員にもいろいろな登用試験をするなり、いろいろな形で採用したらどうかということで、私は述べました。そのことも一切現在まで手つかずの状況なのです。

今日の答弁は、またそのときの答弁とは大分違って、年齢も大分考慮して専門職についても考えてまいりたいという答弁も得て、非常に前進だとは思いますが、そういう意味で今の臨時職員と正職員の比率が、ここに表を作っていましたとおり、川村議員も指摘したように、全く機能不全に陥ると、5、6年で。今やったって遅いぐらいですよ、町長。それを何で町長が12年間のうちで何一つこれについては手をつけていないではないですか。私はそのことを指摘しているのです。こういうのはもう分かっている、最初から。

是非早急に、今の臨時職員を中心にこれらについて、どういう制度を作るか。南町長の制度を作つていいではないですか。どうですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） これは水掛け論みたいなもので、役場の機能が全くなくなると

いうことはないと思っております。というのは、これは前から入っている人員もいるのですし、徐々にその年その年やめていかれる方と、入ってこられる方の兼ね合いでやる方法しかないと。それをできないところを臨時職員で今補っているという形になるのです。

途中ではちょっと苦しい時期もあるのですが、ある程度目標を決めて逆ピラミッドを解消していくということと、行政改革という2本柱で考えたときには、この方法しかないと考えてやってきたわけであります。12年間何もやっていないのではなくて、前からやっていてやっとここまで来たということなのです。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） それは、見解の相違ではないかなとは思うのですが、もう少し人事とか役場の配置問題、ワークシェアリングの問題ですよね。これは、今の世代だけではなくて、次の世代にもわたることなのです。その辺のことについても、さっきの街づくりと同じように、福祉センターのこと、保健センター、様々な分野の方々が仕事に携わるわけで、そういう意味で仕事上のワークシェアリング、あるいは世代別のワークシェアリングというものを時間軸と仕事軸、両軸でこれの采配計画をきちんと立てていかないと、私も市町村合併とまでは言わなくても、全て中央の言いなりになるような方式になっていかないかと思って非常に懸念しているのです。

その意味で、職員は一日一日で能力が高まるわけではないです。今の臨時職員なり、町内から広くもっと優秀な人間を広く登用して、その辺についても育てることも大事ですので、その辺を早急に取り組んでいただきたいのですが、その辺はいかがですか、町長。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） そのことは非常に必要だと思います。ただ、今議員がワークシェアリングということをおっしゃったのですが、現在の私どもはちゃんとしたワークシェアリングではないと思うのですが、それに似たような形で臨時職員をお願いしてやっているというのが、今まで保障されている給料をあんた半分にして、その代わりもう1人入れて仕事を半分にするから、というわけにはいきませんので、今職員としてやっておられる方々を中心とした形で、今度定年退職されたときに臨時職員でその分をやっていくと。

そのことによって1人がやめられたら2人ぐらい臨時職員を入れて、それでやつていくという形のワークシェアリングの形をとらざるを得ない。姫島のように給料を半分にして、これはいつの時代にされたか分かりませんが、ほとんどの人が役場職員だという考え方もあると思いますが、それをやるにはものすごい手術を犠牲者

を出さないとできないということで、その点は私どもでは与論ではとても考えられないと思っております。また、私はやる気もありません。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 改革や改善をするときには、それはどこかに痛みはつきもので、そこを避けて通って、島の改善や財政改革、そういうものは私はなしえないと思うのです。きれいごとばかり言って、誰もがいいように改革ができるのだったらだれも苦労はしないわけで、そこがリーダーシップであり、リーダーの決断するところではないかなと私はそう思いますので、町長にその辺当たりにリーダーシップをもっと発揮していただきたいなど、それを強く要望するものです。

次の項目に移ります。

このごみ問題については、町長が町指定のごみ袋以外には、私、与論町民に負担をかけることはあっても、負担をかけないような施策をどこでどう講じたか。それについて非常に疑問を持っております。

今の指定ごみ袋が町民に対してどういう影響があったのか、私は甚だ疑問に思っておりますが、それは前の一般質問でも何回かお聞きしましたので、この一般廃棄物の処分場の件なのですが、これをするに当たりいわゆる縦覧しているのがあります、町長はその縦覧の書類は目を通されましたか。通したか、通されてないかだけお聞きできればいい。

一般廃棄物処分場建設問題、生活環境への調査です。これは重要です。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） その前の打合せのあれは見てていますけれど、縦覧している現場の状況は見ていないです。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） はい、分かりました。

この中で、3,900トンですか、この施設の規模がなっていますが、これの根拠性、これを3億5,000万円で計算すれば約1万1,000円ちょっと、立方米当たり1万1,000円の計算になるのですよね、建設費が。立方米当たり1万1,000円の器を造って、それにごみを捨てるためにこれだけの膨大なお金をかけているのですよね。一般感覚からすればワイタンデーとなりますよね。

そのときに、この規模で造って果たして何年間これは寿命があるのか。そして中に寿命を長くするために、もっとごみの分別をしなくてはいけないのではないか。それについてお聞きしたのですが、これについて町長の見解だけを。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） ごみのためにこれだけの金を使うというのは確かにおっしゃる

とおり、これほどばかしいことはないわけなのですが、自分で流した汚物は自分で処理するというのが、今の日本の法律の基本でありますし、今までそれを宮崎の方に無理やりお願いをして、この10年余り平身低頭お願いにお願いをして今まで引っ張ってきたのです。

合併問題のときにも沖永良部に何とかこっちを受け入れてもらえないかということでお願いもしたのですが、とんでもない話だということで、これは地元で造らなければならぬということです。

ただ、その金額が大きいとそれをおっしゃられても、今私どもの計算では実際にやっているところを基本にして考えることしかできない。それを実際に計画するときにはちゃんと専門家に計算をしていただいて出そうと思いますが、大体概算でやるにはほかの先進地のそれを基礎にしてしか出せないということあります。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 町長、私が言っているのは、お金をかけて施設を造るのですから、この施設をいかに町事業にして、できるだけ運用期間を長期にわたるための創意工夫というのが求められているのではないかということをお聞きしたかったのですが、この報告書を見る限り中には、ほかの様々なものを投げ込む形というか、入れ込む形になってありますよね。

要するに、ガラスとか陶器片とか、そういうものは基本的にこれに投入しないで、必要最小限の焼却灰だけにする方法はないのかと、それをしてことによって、建設規模をもっと縮小して財政負担を少なくすることはできないか。

この報告書では15年ですよね。また15年間後は、また同じようなもの造るのですよね。また、その後の15年間はどうなるのですか。周辺は全部ごみの埋め立て場、ハニブ一帯、島中一帯がそういうふうになってきますよね。

100年ぐらい先まで考えたときには、それを何個造らなくてはいけないかとか、町長単純計算でも分かりますよね、だったら今何をしなくてはいけないかということについて、もっと踏み込んだ形の政策と施策を先にやって、それをどうするかということを考えないと、これはとんでもないことではないですか。

それから、これもありましたが、今のセンター償却の方も各施設の方もそろそろ更新の時期にきていると、今でも1億2,000万円ぐらいですか、実費で直接経費だけでもこういう1億2,500万円近くのお金がかかっているわけで、これに投資額の金額は全然入っていないのですよね、設備額は。年間2、3億ぐらいの金額が私はちょっとした推計では、金がごみ関係の処理とかリサイクルセンター等様々なもので、それだけの規模の金がなくなっているのです。それをもっと少なくするための施策というものを抜本的にやらなくてはいけないのではないかと、それ

を指摘しているのですが、町長、それについて前にも言いましたが、ごみの収集の在り方、分別の仕方、今のやり方を根本からつくり直す考えはないですか、いかがですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 今やっていることもいろいろな角度から検討してやったのですが、例えば段ボールを資源としてやるという考え方が、今度はまた燃料として燃やすものが非常に油代がかさむということで、また元に戻ってやったり試行錯誤をやっていますが、最終処分場の15年間ということについては、今度はごみ焼却場が非常に老朽化している状況で、これを造り変えるという段になれば、あるいはまた償却の仕方がいろいろと年々、日進月歩で進んでいますので、灰の残存が非常に少なくなる可能性がある。ただゼロにはできないと、川辺町の方でいろいろと試験をされて、検討されたのですが、資源のリサイクルではもう無理だというのが現状でありまして、その灰の量についてはだんだん少なくなっていくだろうと、その分野から言われているわけで、15年と言いますが、あるいは20年になる可能性も十分あるのです。そういう点は何といいますか、次の造る時期が延ばされるということもあると思いますが、今の段階では新しい方法をしても専門家ではないものですから、専門家と相談をしてあちこち調べたりして、その最良の方法を取り入れるという方法しかできない状況にあります。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 専門家に聞いて何をやるとかという話ではなくて、町長、今生ごみの収集の在り方も一般廃棄物と一緒に形でしたりとか、いろいろやっていますよね。今の焼却炉にそういうものをいっしょにたんに入れて焼却した場合に、その焼却炉の耐用年数だと、施設運用のこと。私が言っているのは、専門的なことではなくて、各家庭からごみが出たときの分別方法、収集方法、それについての抜本的な方法と、また今商店街からは別に料金を取っていますよね。商店街の方からは処分料という形で。

本来は、産業廃棄物で産廃業者がそれをやらなくてはいけないものを町がやっているのです。そういうことも併せていきなり町民に対してごみに対して有料化にするよということではなくて、町民としてあるいは業者として、できることを最大限に行って、その中でどうしてもやむにやまれないから、こういう形ですからこうしましょうという形で出さない限り、今の延長線上の中で、お金はありませんから金を出してくださいと言ったって、町民から反発しかこないのでないですか、いかがですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 私の方はちょっと聞いたことはないのですが、今のやり方も各地域全部担当の方で回りまして、いろいろな意見を聞いて今のような形になっているのです。

ただ、今度ごみの有料化を検討しているということを先ほど申し上げましたが、その時点でまた収集の方法もいろいろと検討する必要があるのではないかと分別の方法も、それはまたやる必要があるのではないかと思っております。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 有料化する前にそういうことをやってほしいのです。有料化するから収集の仕方は、こうしよう、ああしようではなくて、町民に対して負担をかけないためにどういう収集方法をするか。そのことについて、もっといろいろな施策というものを場内なり、あるいはいろいろな人たちの知恵をいただきながら、体制とかやり方を考えていきたい。それを町長に要望しているのです。その点は誤解のないようにお願ひします。

町長は、12年間の議会ではこれが最後の議会になって、また新たな審判を受けるのですが、私が一番12年間町長の町政、11年間南町長を見てきて、一番思ったのは、やはり南町長らしいある程度負担になる人もいるかもしれないが、さっき言ったような断固とした形で行政なり施策を執行していただきたい。

町長の考える街づくりはどんなものか、私は非常にそれを伺いたかったのですがなかなか明快な答弁が得られないので、非常に残念ですが、もう1回町長、町長が考える街づくり、赤佐の町をどうしようか。それは赤佐だけの問題ではなくて、与論島全体の問題なのです。それについてどういう形の街づくりをしたいかということについて、御答弁お願ひできませんですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 私個人的な立場でいきますと、いろいろと考えているのですが、こういう問題が出てきてから今の時点で街づくり、あるいは庁舎の位置とかそういうことを、具体的に出すというのは非常に問題があると考えております。

私は、最終的に特に庁舎については、これは町全体の財産であるということを基本的に押さえておくべきではないかという思いをしております。

それから、茶花の街づくり、今までこれに係ってきた方々の思い、それらが今の与論を造ってきたので、現在の街をつくってきたと思います。その点は今後、振興計画を立てていきますが、できるだけ早くいろいろな方々と相談をして何がベターなのか、ベストはできないと思っております。何がベターかを相談して、指導力、指導力と言われても、それは指導力も必要だとは思うのですが、やるのはみんなでやらないと島づくり、街づくりはできないわけで、やはり意見を網羅した形でやる

べきだと私は考えてあります。

そういう点では、街の人たちともいろいろな話をして、どうあるべきかを今後相談をしていきたい。振興計画の中に取り入れてまいりたいと考えてあります。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 町長、本当にあなたの答弁を聞いて、私はがっくりきてるのです。「ナウンガネーシ、ナウンガネーシ、ムールガソウディティエンガネーシ」(いよいよ、いいように、みんなが考えているように)とそう聞こえるのですよ。南町長にそれは求めてないわけ、南政吾らしい南町長らしい街はどうしようかと、街のことを考えるんだったら、その核になるのは当然役場であって、役場の位置はどこにやるのだということは、あなたの街づくりの根幹にあるべきだと思うのです。それを今述べないで、ムールカティ（みんなに）相談し、ムールトウマージンドウシラリュール（みんなと一緒にしかできない）みたいな、それではちょっとリーダーシップではないのではないのではなく、シッカイ（大変）情けないですそれは、どうですか。

議長（町田末吉君） 町長。最後にお願いします。

町長（南政吾君） リーダーシップという考え方が、私は喜山議員とはちょっと違うと思うのです。みんながある程度納得して、みんなに影響するものは、みんなで考えるべきだという考え方をしているわけで、それがリーダーシップがないということになるとおっしゃれば、そうかもしれないですが、私としては自分一人でいくらリーダーシップを発揮しても何もできないと思っています。物事を実現するためにどうあるべきかを選択して、それを実行していくのがリーダーシップであって、できるできないは別問題で、私はこう思うから、こうやれでは、私はリーダーシップとは考えていないです。私の考え方です。

[「そのとおり」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） はい、もう時間ですのでまとめてください。いいですか。5番、はい。

5番（喜山康三君） 時間もきたということですが、今までで43回目的一般質問で、1回だけ休ませてもらったのですが、また是非、町長また今度選挙に向かって頑張ってください。

一応、これで私の一般質問を終わります。どうも。

議長（町田末吉君） 以上で、5番、喜山康三君の一般質問を終わります。御苦労様でした。

次は、7番、坂元克英君に質疑を許します。

議長（町田末吉君） 7番。

7番（坂元克英君） 先ほどは、白熱した議論がありました。

そこで、私は少しばかりおとなしいといいましょうか、そういう質問をしてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

1 防災対策について

(1) さて、災害はいついかなるときに発生するのか予想できません。3月11日に起きました東北地震の被害は甚大なものがありました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りをするとともに、被災地の1日も早い復興を願うとともに、私は地球規模での自然災害に強い予知・予報体制の強化を強く望むものであります。

したがって、今回の災害を教訓に本町も安心・安全なまちづくりを進めるために、危機管理体制の充実を図らなければならないと思います。

以上のことから、危機管理体制の確立が当面する課題の1つであるが、町長は、基本的な対策をどう考えているか、お伺いいたします。

(2) 本町は多くの台風の接近又は上陸により、塩害による農産物の被害が多く、防風林などの整備に対する要望は大きなものがあるが、今後どう進める方針であるか、お伺いいたします。

2 人口減少対策について

(1) 本町の人口は一時期ほどではないにしても、いまだに減少傾向が続いており、このまま推移するならば本町に21世紀はあるのかと震える次第であります。とにかく人口減少には歯止めをかけなければなりません。

この人口については、教育や経済など多面にわたる影響が甚大であります。

そこで、人口増を図るための対策・考え方の所信をお聞きしたいと思います。

以上を質問事項といたします。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず1の(1)についてお答えします。

先般の東日本大震災に伴う各種災害は日本だけでなく、世界各国の危機管理体制の在り方に対し大きな警鐘を鳴らしております。

四方を海に囲まれた本町におきましても、決して対岸の火事ではなく、早急に詳細な対応策を検討していく必要があるものと理解しております。

現在本町においては、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、与論町防災会議を設置し、地震や風水害等の災害から町民の生命及び財産を守るため「与論町地域防災計画」を策定しておりますが、今後各種訓練等を実施するなど、危機管理体制の強化に鋭意取り組んでいきたいと考えております。

次に1の(2)についてお答えいたします。

近年の本町に関係した台風の多くは、風台風であり先月の季節外れの台風2号も暴風が吹き荒れていた間は、1ミリの雨も降らず9,000万円ほどの農業被害に見舞われました。

防風林の整備に関する事業として、平成15年度から保安林改良事業で船倉から大金久墓地一帯を整備し、改植と木製防風工の設置を行っております。その後2年間にわたり、保育事業により補植と下草刈を行っております。平成22年度にはシーラ海岸で海岸防災林造成事業により保安林と防潮堤を整備しているところであります。

今後の計画といたしましては、ハキビナ海岸一帯を保安林改良事業と海岸防災林造成事業により再整備できないか、県大島支庁と協議を行っているところです。その他につきましては、現行の補助制度では採択要件に合いませんので、交付金を活用した新規事業の創設を要望しております。

その他の地域での植栽活動に対しましては、苗木の無償提供を行っております。

次に2の(1)についてお答えいたします。

御承知のとおり、第4次与論町総合振興計画の人口目標の6,000人は、各種目標の中では達成できなかった課題であり、第5次総合振興計画を策定する過程において、最重点事項として検討してまいりました。このことから将来人口の目標等については専門のコンサルタントに委託を行ってきたところであります。

調査の結果によると、本町における近年の人口の推移は、昭和55年以降減少傾向にあり、現状の自然動態・社会動態から今後の人口を推測すると、10年後の平成32年には、4,828人となり平成22年度より約600人減少することが予測されています。

御指摘の人口対策については、このような予測を踏まえ、最終年度の平成32年の人口目標を5,000人と設定し、産業基盤の強化に向けた積極的な施策を展開するとともに、更なる企業の誘致を行い雇用の確保を図るとともに、子育て支援の充実や生活基盤の整備を行い、最大限の対策を講じてまいりたいと考えております。

議長（町田末吉君） 7番。

7番（坂元克英君） 先ほど町長から防災対策について説明をいただきました。災害は、先ほど述べましたようにいつ発生するのか予想もできません。

災害が起きた場合、一番考えなければならないのは避難区域や避難場所であります。

そこで、前もって町民に津波や台風の接近等について告知する際は、どのように町民に周知しているのか。そのことを総務課長からでも結構でございますので、お

答えできませんでしょうか。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） 避難場所の設定につきましては、現在のところ砂美地来館、それから各小・中学校及び各集落公民館等となっております。各広報等でもお知らせしておりますが、災害の前にはこういうところが避難場所ですよということで防災無線等で広報いたしております。

議長（町田末吉君） 7番。

7番（坂元克英君） ただいま答弁をいただきましたが、私が思うに、まずは町内において災害の危険が予測される場合には、それに対応した避難場所が一目で分かるハザードマップを作っていただきて、周知させることも必要ではないかと思いますが、このことについてはいかがなものでしょうか、町長。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） その件については、確かにおっしゃるとおりで、そのハザードマップは早急に作る必要があると思います。

ちなみに茶花の場合は、自治公民館長の音頭でハザードマップは大体できていますが、あのような形で、それともう一つその中に、今度も補助申請が出てきたのですが、もっと詳しい形のハザードマップを作りたいということで、それとほかに海拔何メートルということで、この場所は海拔何メートルだというのが一目で分かるようなやり方でやってまいりたいという申請がございまして、それも充実していくと思うのですが、そのような形で各地区をお願いしてまいりたいと。

先般の会合で那間地区については、校区単位でやる。今まで私は私どもとしては、自治公民館単位でお願いをしてきたのですが、校区単位でやりたいという御希望があるようですが、それはどういう形でもいいわけでありまして、その場所とかみんながこっちじゃないかと、私どもが分からぬ点があるのではないかと思うのです。そういう点も拾い出しながら、きちんとしたものを作ってまいりたいと考えております。

議長（町田末吉君） 7番。

7番（坂元克英君） ひとつそういった考え方でお願いしておきたいと思います。

次に、避難場所のことでございますが、先ほど来2人の議員の方々が盛んに言っておられましたが、避難場所で一番私が必要なのは、この役場の庁舎ではないかと思います。

危機管理を行うのも庁舎で進めなければならないと思います。こうした防災対策を含めた庁舎建設の進め方、先ほど来ありましたが、もう一度今後の進め方についてお聞かせ願えれば有り難いと思います。

また、私ども議会は議会報告会を行ってまいりました。そして、与論校区の町民の方から、今の位置に庁舎を造ると津波がきたら、とてもこの場所では役場を守ることはできないのではないかという提言がございました。

そうしたことも踏まえながら、町長はどのような認識をされているのか、併せてお聞かせいただければと思います。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 庁舎の位置の問題については、これは非常に大きな問題だと思うのです。

今の段階で、今まで持ち出してきたのが、つい先日も防災センターの問題でお願いをしてきたのですが、あれは急を要する問題で非常に私ども執行部の手落ちもあったのですが、急ぐあまりということで大変お許しいただきたいと思いますが、庁舎の移転については、いろいろな方法があると思うのです。考え方があると思うのです。

例えば、金は掛かっても高層ビルを建ててそこにみんなで避難するとか、だけれどそれに対してはまた災害が起きているときに、そこを泳いでいる指令はできないのではないかとか、いろいろな意見が私のところに相当寄せられてきています。

一番多いのが、今おっしゃったように高い所に造るべきではないかと、でも高い所といつても何メートル高いのかと、10メートルなのか、20メートルなのか、80メートルなのか、高い所というのもまたいろいろ問題がある。

また、場所の問題になると、面積があるかとか、いろいろな問題があるわけで、これはある程度きちんとした組織体を作つてそこでやらないといけないということで、今度24年度からいろいろな形の人選をさせて、人選についてはいろいろ御指導いただきたいと思うのですが、その上で考えてまいりたいと思っております。

この役場の件については、これは全町民の財産ですので、これは慎重にやっていかないといけないと、ただそのとき忘れていけないのが、やはりこの街をここまでつくり上げてきた方々の思いをどのように、それに対応していくかというのが一番私は大きな問題だと考えてあります。そのことについては、いろいろな角度から検討して、調査もして勉強してまいりたいと考えております。

議長（町田末吉君） 7番。

7番（坂元克英君） 最後に危機管理体制について、まとめてお尋ねしたいと思いますが、災害はいつ発生し、いつ起こるか予想できないことから、発生したら、次は災害が起こらないか、災害が起きた場合どうすればよいのか。このことが一番重要なことではないかと思います。

昨晚は、防災センターの移設の件で、会合がなされいろいろと議論がございま

した。

また、国会でも地震災害、また原発災害で議論がなされ、総理大臣のリーダーシップのとり方の問題で議論が集中しております。

もし、私たちの島に災害が起き、災害によって人の命を失った場合、恐らく町の責任者として問題も上がってくることだと思います。

私は、役場庁舎内に危機管理の部署を設けて全庁的な危機管理体制の指針を策定し、整備をするのもよいのではないかと思われてなりませんが、大変今の役場の場所を考えますと、総務課長もいろいろな件で大変忙しいのに、いろいろとやっています。新たにひとつこの危機管理の部署をつくって、そこでもまして、もんで、すばらしく危機管理をしてもらうのもいいのではないかと思い質問する次第でございますが、いかがなものでしょうか。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） 現在、防災担当は課長補佐級を充てております。数年前まで、係長級あるいは主査級でございましたが、最重点事項ということで、今課長補佐級を充てまして、おっしゃるとおりの防災対策に取り組んでいるところでございますので、今後更に検討を加えて災害に強いまちづくりをしてまいりたいと思っております。

議長（町田末吉君） 7番。

7番（坂元克英君） 大変いろいろとお聞きいたしましたが、私はこの防災対策として人を守る、島を守ることが重要ではないかと思います。

特に、今回の東北の津波の被害対策の状況を見て、島も海に囲まれた地形でありますので、是非ともこの津波対策にはひとつ万全を期していただきたいとこのように要請をして、次に進ませていただきたいと思います。

人口は島の成功を達成せしめるためのものであります。人が一定の地域に住んでいて、教育や地域開発等々による一定の数を示すのが人口の意味だと思うところであります。

したがって、先ほど町長が人口のことで数を述べておきましたが、もう一度、軽率な質問になるかもしれません、数のことについて町長と教育長にひとつ数としてどのくらい少ないのでいいのか、多いのがいいのか、今までいいのか、このことからひとつお聞きしたいと思います。町長いかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） おっしゃるとおり地域の活性化というのは、人口そのものであります、人口をいかに増やすかというのが地域の活性化につながるということになるかと思います。

私ども町としても、子育て支援とかいろいろな形で、いろいろ議員の御指導もありまして、出産支援とかいろいろな形で支援をして、できることを、ほかの島でもやっていないことをやってきたわけであります。

その続きが県にいき、今度は国のはうでその離島の出産のハンディを国費で解消しようという話が今委員会で検討されていますが、そういうこともありますし、私どもとしてもできる限りのあれをしていきたいという形でやっていますが、徐々に減っていっているというのが現実であります。

ただ、私どもが今考えているのが企業の誘致をしながら産業おこしをしないことには、人口減には対応できないと、与論の場合は観光産業を振興することによってのみ、人口増を図れるのではないかという思いを非常にしているわけであります。

先ほども申し上げましたが、企業については専門専門がございますので、なかなか雇用と人口増につながるというのが非常に難しい、長期にわたってしか成果が現れてこないというふうなことがあるものですから、どうしても何が何でも観光の再振興を図ってまいりたいと考えております。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） 適正人口と言われますと、なかなか難しうございまして、かつて昭和10年代に一番多かった8,200人ほどの人口がいたのですが、当時は農業がほとんどでしたから、その農業という産業の中では、それではなかなか食べていけないということで、次々人口流出があったわけでございます。

一般的には、5、6、7千人当たりだろうと思うのですが、ただ年齢構成による人口比というものもまた考えていかないと働き手がいない、あるいは子持ち、子育て世代がいないというのでは困るわけで、私ども学校教育の立場からしますと、やはり幼・小・中・高一貫教育ということで、今本当に教育の条件整備が非常に整っております。こども園が3つあり、そしてハレルヤがあり、ゼロ歳児から18歳までの教育ができるという環境を大変に有り難いと思っております。

一昨日、日曜日に高校の運動会があったのですが、本当に高校の運動会というのは、初めてこられた池田校長も大変感動しておられました。子供たちも特に今年変わったのは、あのダンス、子供たちが大変楽しくダイナミックに踊っている姿を見て、本当に与論の子供たちというのはすくすく成長しているなと思うのですが、あの出口の中で、それぞれの目指すところに希望しているところに、それぞれの進路保障の教育を今一生懸命高校の先生方も朝早くから、また夜遅くまでしてもらっております。あのようにして、与論の教育というのは本当にすばらしいということでお事実、今年も（坂元議員の）お孫さんをはじめ、3人ほど与論中学校に転校しているのでございますが、このように次々子供たちが増えて、そしてそれに伴う親、

世帯がまた増えてくるということで、6,000ないし7,000人ぐらいの人口保持ができれば一番望ましいのではないかと考えております。

議長（町田末吉君） 7番。

7番（坂元克英君） お二人の人口に対する意識を、知識をお聞かせいただきました。

私は、減少していく人口に何とか歯止めができるのかと、人口増加ができることがないだろうかと考える一人であります。

時代の潮流により、少子化が進み、急速な少子化の進行は我が国の社会や経済に広く深刻な影響を与えております。少子化対策は、社会全体で取り組むべき重要な課題だと思いますが、町長は第5次振興計画の中で、まちづくりの中ではまず1番目には、先ほど町長からお話がありましたように、人口減少の問題をまず第1番目に取り上げていらっしゃいます。私が思う人口増の近道は社会増、つまり町外の人を町内に転入させることであります。つまり、定住人口の確保、このために何か定住促進事業を興してみるお考えはないのか、ありましたらひとつお聞かせ願いたいと思います。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南政吾君） いろいろ今その件で考えてやっているのです。といいますのは、廃屋になったところを何とか借り上げて改造して、そういう人たちを呼ぶことはできないだろうかということを検討して、廃屋のところをみんな当たっているのですが、なかなか見つからないというのが現状なのですが、ただエターンみたいなよそから入れられるというのが、非常にまた問題点もあるものですから、誰でもいいということでやると、その地域が壊れる可能性も非常にあります。

例えば、防災無線で防災をやると、そういうものから逃げ出すために島にきたのに何でそれをやるかという大問題になったりするわけで、いろいろな問題もあるのですが、それを考慮しながら、今の廃屋を何とかして安くでこれるような対策はないか。

また、建設関係でも安くできるようなことがあればまた町であっせんをしてやる必要があるのではないかと、一時はエターンとか、定住人口増のための説明会を持ったりしてやってきたのですが、いろいろな問題もありまして今のところは伝はしていないです。

ただ、そういう希望があればそれに対応しようということで、廃屋等の点検とかそういうことはやっているところです。

今後、さらに検討を重ねていく必要があるのではないかと思っております。

議長（町田末吉君） 7番。

7番（坂元克英君） ひとつ検討をしていただきたいと思います。

既に、町長は企業誘致でもって、この促進事業を進められておりますが、特に望ましいのは若者が転入してくることあります。若者が転入いたしますと少子化対策も少しは解決いたします。若者が転入するためにはそれなりに職がなければならず、働く場がないために町内出身の若者が流出することもあります。

こうした状況にあって、働く場の確保やあっせんなどはどのように、もしありましたらどのようにやっていらっしゃるのか、その方面をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 今までやってきたのですが、若者が島に定住できる、親の面倒を見ながら仕事ができるという状況が一番いい状況ではないかという思いをしているのです。

そのためには、まず一つは企業誘致の手段があるということで企業を誘致してきたのですが、つい先日も課長と二人行きまして、上場している会社なのですが、島にそれができないだろうかと、出張所でもいいからということでお願いをしたのですが、今後検討しようということになっていますが、企業をまず誘致してやるということが一つの方法。

それも有効ですが、それ以上に必要なのはやはり産業をいかに興すかと、産業を掘り興していくかということだと思うのです。観光にちなんで「観光、観光」と言ってきましたが、それに特産品ですね。観光につながる特産品、これもこの前、月曜日に商談会ということで県で主催していただいて、与論町でつくっている飲み物なのですが、それを一緒に行きまして商談会をやったら非常に好評いただいているのですが、そういう企業を興す手伝いをするとか、それをやっていく以外にもう方法はないのではないかと思っているのです。

ただ、企業を誘致しても専門専門があるものですから、100人を採用しようとしてもなかなか100人は集まらないのです。ですから、逆に会社に非常に迷惑をかけているところがあるのです。100人採用するつもりでつくったところが、60人、4、50人しか入っていないという面もありまして、その点も考えながらいろいろな形での企業誘致を続けていきたい。

そして、観光をそれこそ本当に観光振興をどうするかと、特産品も一緒にやっていきたい。幸いに加工センターができておりますので、向こうを中心としていろいろなものを勉強していただいて、ものになるのは外に出すという形でやってまいりたいと思っております。

議長（町田末吉君） 7番。

7番（坂元克英君） ひとつよろしくお願ひいたします。すばらしい町長の発想でご

ざいますので、ひとつ人口増に向かって頑張っていただきたいとこのように思います。

最後に、この人口問題については、教育行政にも左右いたしますので、教育長にお聞きしたいと思いますが、教育長は持論であります教育観光で頑張っていらっしゃいます。

7番（坂元克英君） この教育観光、これは人口増には最も私は重要なことだと思っております。

教育長は、本町の教育でもってこの島の教育を「視たい、聞きたい、学びたい、学ばせたい、住みたい、住まわせたい」と、大変すばらしい発想でございます。このことが本当に一つ一つ推進実行できますならば、大変私は人口増の一つの起爆剤になるのではないかとこのように思っております。

したがって、今度はこの教育長の考え方を大きく発想転換して、ひとつ実現に向けた取組をしていただきたいと私は思うのですが、最後に教育長、このことについていかがお考えか、ひとつお聞かせを願えたら大変有り難いのですが。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） はい、ありがとうございます。私、今年で10年目の教育長を拝命いただいて大変有り難いと思っているわけでございますが、その最初から私が唱えてきたのは、今坂元議員が御指摘の教育観光の島づくり、視たい、聞きたい、学びたい、学ばせたい、住みたい、住まわせたいと、人が集まつてくる島にできなかというのが、私の理想でございますが、今先ほどもちょっと申し上げましたように、与論で学びたいという子供たちが3年前も1年間鹿児島市から留学してきまして、ビレッジに1年間泊まって与論中で学んだのですが、そういう子供たちが次々増えることを念じていますが、先ほど人口の問題もありましたが、やはり先ほど町長もお話がありましたが、廃屋等を利用して定年退職した方々が与論の教育というのは絶対間違いないと、孫を連れて行って与論で教育させようということで、じいさんばあさんたちは楽しく与論のそれこそ先ほどありました文化財とかいろいろな総合的なエコミュージアムということで、与論町の全てが観光資源たっぷりであるということで楽しんでいただく中で、子供たちがきちんと幼・小・中・高一貫教育の中で育っていくと、そして高校を卒業した暁にはそれぞれの育った地域に、また大学にあるいは会社に大きく羽ばたいていくというふうな島づくりを今後も大いに推進していく必要があるのではないかと。

また、幸い昨年度から茶花こども園も発足いたし、またハレルヤの方も幼児教育のその施設ができてありますので、まさにこれだけ就学前の教育体制ができている地域というのはほかにはないと思います。その点は大いにアピールできると思いま

すし、それに加えて3小学校、そして中学校、高校と、今非常に協力一致で頑張っていますので、今後ますます与論教育の魅力を発揮できるのではないかと考えている次第であります。

議長（町田末吉君） 7番。

7番（坂元克英君） お聞きいたしましたが、私事で大変恐縮でございますが、私は、今岐阜にいる女の子が「お父さん、子供を与論中学校に行かせたいのだけれどもどうですか」と言う。「よし必ず来い」と来させたということでもって、今回中学校1年の男の子を与論中学校に入学させました。大変、孫ですからかわいくてしょうがないのですが、しかしあまだやはり大変なこともございます。

したがって、私が聞きたいのは教育長や町長も孫が多いでしょう、孫もいらっしゃるでしょう。そこでどうですか、孫を呼んでお二人のお孫さんを呼んで中学校又は小学校でもいいですよ。そういうふうに、あなた二人から勧めてみることも、これは1つのいい考えではないかと思いますが、どう思いますか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 実は、東京から、もう孫二人いるのですが、少し手が離れ親から離れるあれがあるものですから、是非与論で学校を歩かそうとして、今一生懸命説得をしているのですが、懐柔していると言った方がいいと思うのですが、それが実現するかどうかが今非常に気になるところですが、頑張ってみたいと思います。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） 残念ながら、まだその親は働き盛りであります、なかなかですが、定年退職したぐらいの年になったら大いにその孫たち・ひ孫たちを呼び寄せたいと思います。

ただ、残念ながら、私も子供3人が教員をしていますが、教育長は現職中には自分の子供を呼ぶわけにいかないというようなことで、県の方にもいろいろ御指導を受けておりまして、やめた暁には次々に呼びたいと思います。

議長（町田末吉君） はい、7番。

7番（坂元克英君） 以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

ここで、7番、坂元克英君の一般質問は終わりました。

ここで、昼食のために暫時休憩いたします。

昼は、2時から行います。

傍聴の方々ありがとうございました。昼は、もう一人の一般質問に続いて、議案審議がございますので、よろしくお願いします。今日はありがとうございます。

休憩 午後 0 時 0 3 分

再開 午後 2 時 0 0 分

議長（町田末吉君） 教育長は会議の都合で遅れるそうでございますので、始めたい
と思います。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続行でございます。

次は、10番、麓才良君に発言を許します。10番。

10番（麓 才良君） 第2回定例会における一般質問を行います。

1 消防・防災対策について

去る4月に起こりました建物火災の状況より、消防防災体制の再点検と見直し整備を求める要望が去る議会報告会でございました。

総務委員会におきましては、所管事項として調査をすることとし、4月19日に分遣所に伺い、現場の状況と課題について調査をいたしました。

そして、5月6日、第1委員会室において関係各課長、分遣所長を交えて対策について、意見交換を行いました。

今回の私の一般質問は、その調査を踏まえて、総務厚生常任委員会を代表する形で質問をさせていただきます。折しも本町議会は6月定例会において、町民に信頼される存在感のある議会を築こうと、与論町議会基本条例を制定する運びとなっております。

委員会活動は、議会の中心的な活動であり、本会はその流れの中で委員会活動を通じて代表する形で一般質問をするものであります。

まず、調査の経過を申し上げます。

4月19日、分遣所において建物火災における活動状況等、その中から見える課題について、調査をいたしました。これには行政からも担当職員が同行しております。分遣所のまとめた資料をもとにして課題の主なものについて申し上げます。

(1)消防団の各車に無線が配置されていない。現在は、携帯で対応しているとのことであります。

(2)積載ホースが不足しているのではないか。当日は、防火水槽から火災現場まで440メーターの距離にホースが届かなかったという状況であったようですが、このことは、現場においてホースがダブルの形で使われていたようで、系統だった使用がなされていなかつたことも要因であるようです。

(3)消防活動をしている消防団員の装具を着装していない団員が多い。

(4)消火栓の使用が水道課との連携がスムーズにできなかつたということですが、

この件は消火栓からの圧力をかけて吸い込む吸引接続は、古い水道管や小さい水道管に影響があるので水道課では積極的ではないということでございました。

(5)基準に適合しない消火栓が消防水利の基準に参入されているので、周辺の水利基準が満たされた形となり、防火水槽が設置できないのではないかとの指摘がございます。

以上が、主な課題であります。

次に、5月6日第1委員会室において、分遣所の所長、総務企画課長、水道課長を交えて課題の対策や今後の対応について、意見交換を行いました。

行政においても関係機関、各課で対策を検討することになりました。

また、先日私委員長の方で茶花自治公民館長のもとにお伺いし、自主防災組織の活動について、調査いたしました。

また、夕方7時には中央公民館で新防災センター建設検討委員会が開催されましたが、東日本大震災を目の当たりにし、町民の防災意識の高さを改めて実感いたしましたところであります。

そこで、次のことについて、お伺いいたします。

(1) 消防団員の安全確保と志気高揚の対策をどう講じていくのか、お伺いいたします。

(2) 現場の指揮系統の確立をどう勧めていくお考えであるのか、お伺いいたします。

(3) 畑かん事業の給水栓の活用が話題となりましたが、その対策についてお伺いいたします。

(4) 総務企画課長から提言がありましたアーカイブス事業への消防防災情報の組入れについてはどう進める方針であるのか、お伺いいたします。

(5) 危機管理意識の啓発と自主防災組織等の育成についてはどう推進されるのか、お伺いいたします。

以上です。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず、最初に1の(1)について、お答え申し上げます。

御指摘の件につきましては、事件発生後、関係者間であらゆる角度から検討してまいりました。

現在、服装については、帽子や服装を各団員に支給しております。また、防火服を10数着程度消防車に登載しておりますが、それぞれの仕事の現場から直行すること、またいち早く消火に従事したいとの思いから制服等に着替えないで消火に当

たったことも現実であったことから、安全確保については、関係者による申合せを行ったところであります。今後幹部会を含む各種会合において、志気の高揚を含め更に徹底していきたいと考えております。

次に、1の(2)についてお答えいたします。

この件につきましても、先般の関係者による検討会におきまして、確認したところですが、消防組織法の第18条第3項において、「消防団に対する消防長又は消防署長の指揮命令について」は規定されていることから、今後規定を踏まえた指揮がなされるものと理解しております。

次に、1の(3)についてお答えいたします。

この件につきましても、先般関係者により検討してきたところですが、管理組合の代表の皆様の了解をほぼいただいておりますので、覚書等を作成するなど早急に対応していきたいと考えております。

1の(3)について、お答えいたします。

アーカイブス事業は本町の文化財等をネット上に載せて広く全世界に公開する事業ですが、同じくインターネット上に消火栓等の位置を載せることは、画期的なことであると思われることから、関係者と詳細について検討してまいりたいと考えております。

最後に、1の(5)について、お答えします。

現在、本町においては、茶花自治公民館及び東区自治公民館に自主防災組織が設置されており活発な活動が展開されておりますが、近年危機管理意識の高揚から、その他の自治公民館においても組織化に向けての取組の検討がなされております。

今後行政といたしましても、各自治公民館と連携を図りながら、組織化に向けて助言等を行ってまいりたいと考えております。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） 答弁をいただきましたので、それに沿って質問をさせていただきます。

まず、1番目の消防団員の安全確保と志気の高揚についてですが、安全確保については、関係者による申合せを行ったところであるということですが、その申合せの内容について、詳しく御説明をいただきたいと思います。

次に、指揮系統についてですが、消防組織法の第18条第3項において規定されているということですが、この規定の内容について御説明をいただきます。

次に、1の(5)については、自治公民館と連携を図りながら組織化に向けて助言等を行ってまいりたいということでございますが、これは茶花・東区以外の自治公民館においても組織化に向けての取組が検討されているということですが、どの段

階までおられるのか、お伺いいたします。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） それでは順番にお答えしたいと思います。初めに消防団員の安全確保ということでございますが、先般も分団長、分遣所長ともお話し申し上げたのですが、まず団員は自分の安全が大事なのだという認識に立って消火に当たらなければいけないということを分団長がおっしゃっておりまして、下駄履きとかではなくて、着替えてから消火に当たると、そういうことを消防団員とも意見交換しているというふうなことを分遣所長からお聞きしております。

それと、消防組織法の件でございますが、第18条の3におきまして、「消防本部を置く市町村においては、消防団は消防長又は消防署長の所管のもとに行動をするものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる」というような内容になってございます。

それと、各自治公民館での自主防災組織の取組でございますが、先ほど町長からありましたとおり、茶花と東区の方は既に組織化されております。先般那間の方でも話合いがなされたようでございますが、那間においては那間校区全体でする方向で、今検討されているようあります。また、西区におきましては、担当の防災担当を呼んで研修会等も行っております。

そういうことで、先般防災関係の大きな事件もあった関係から、その組織化については、各自治公民館で鋭意取組がなされているというふうに理解しております。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） 安全対策の件についてですが、今御答弁にもありましたように、現場へ直行すること。また、いち早く消火に当たりたいということで装備をせずに現場の方に参加されることがあるということは私どもの調査の中でも出ておりました。

しかしながら、近年は火災現場においても非常に危険な状況があるということで、装具の面については消防署等の車両等にもある一部分については、装備しておくことが必要ではないか。

また、現場において団員の方にもそういう安全対策については、十分に注意をするようにしつけをする必要があるということでありましたが、その件については、先ほどもそういう対策を講じるということでありました。

そして、現場における指揮は本町においては、分遣所が指揮に当たるということで理解してよろしいのですね。

さて、そういうことになりますと、今度は火災現場における課題として見えてきたことについては、現場における指揮系統、要するにきちんとした指揮にのっとっ

た消火活動、そういう体制が不十分ではなかったかという指摘があったのです。その不十分であったのではないかという一つの解決策と、またその原因になっているということが消防団の訓練不足ではなかったかことがあります。これは訓練不足というのは、消防団だけの訓練と分遣所と消防団とが連携した指揮系統にのつとった訓練と、いろいろな形での訓練があろうかと思います。

そういうことで、安全対策並びに指揮系統の確立の面においては、普段の訓練が重要であるという町村の中でもそういう話が出てまいります。そこで、団員の方々がそういう普段の訓練にも積極的に参加し、消火体制にも安全に十分気をつけながら当たるためには、団員に対する待遇の改善、それから装具の十分な整備、そういう団員に対する意識高揚につながる対策を講じていく必要があるというのが私ども総務委員会での話でございます。こういう考え方について町長の見解と、これに対する対応についてお伺いいたします。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） お答えいたします。全くおっしゃるとおりであります、今非常に建材が、何といいますか、新建材ということで安全面では相当注意をしないといけない状況ではないかということは十分認識していますが、ただ御指摘のとおり、分遣所と団との消防操法の訓練はよくされていますが、一旦事故が起きたときの現場の連携というのが非常に十分ではなかったのではないかと、指摘されて初めて思うのですが、今後その点について十分に指導をしてまいりたいと思います。

それから、団員についてですが、私ども与論町の団員は72人が適正定員ということになっていますが、今68人、4人不足しています。ちょっと足りない状況にあるのですが、今後、何と言いますが、団員に対する対応も含めて、今後団員の充足を考えてまいりたいと思っております。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） 後ほどの自主防災組織等にも関連してきますが、今消防団の関係、指揮系統の件に関連してお伺いをいたします。消防団の団員にも女性団員が入ってこられたりとかということで、消防団も活気が出てきているなという面もございます。

私どもがこの調査をしながら、委員会の中で話が出てありますことの1つには、消防団の組織機構の若返り策も検討していく必要があるのではないかというお話も出ております。そういうことによって、下の方から若い団員がどんどん入ってきて、世代交代をしていくという流れも必要であるという話・意見も出ております。

それから、装具の件について、無線のことについて申し上げておきます。今携帯で対応しているということで、確かにマンツーマンの1対1の対応はそれで携帯で

も十分でしょうが、現場における無線と携帯の違いというのは大きな違いがあります。無線だと周辺の方に音声が発信されます。ですので、そばにいる団員の方々も交信する音声によって、情報を同じ時に瞬時に共有できるのです。そこにこの消防無線の大きな意味があるので、是非そういうところも鑑みていただきて、装具の整備の中で消防車への無線の配置というのは、十分検討していただきたいと思います。

次に、畠かん施設の件については、御答弁があるのですか、ありますか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 今の議員の要望については、十分これも必要だと思いますので検討してまいりたいと思っております。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） 畠かんの給水栓の活用の件なのですが、これは併せて、水道の上水道の方の消火栓等との絡みもあります。水道課の方の話を伺いしますと、古い水道管とか小さい水道管の場合は圧力をかけて吸い上げるが、吸管接続の場合は水道に対して影響が残るということあります。

そこで、今本町には各地区に、この畠かんの給水栓がございますので、これは施設の設備によっては、十分に対応できるということでありましたので、今答弁にありましたように、是非畠かんの水組合の関係者の方々とも十分相談されて取り組んでいただこうようお願いいたします。

そして、それに対する接続の機具の件については、当然整備されていくものと思います。

それと併せて、消火栓の件なのですが、消火栓が規定に沿った形で配備されているのか、もし通達とかの規定にそぐわない消火栓があり、それが消防スチールの設置基準に算入されて、そのことによって防火水槽等の設置がなくてもいいというような判断がなされている懸念はないのか。そういう件について十分検討していただきたいという意見ですが、いかがですか、その件については。

これは担当の方からお願いします。

議長（町田末吉君） 水道課長。

水道課長（池田直也君） お答えいたします。水道事業法の中に消火栓を設置しなければならないという法律があるので、本町の場合、メインの管、茶花地区とかそういった大きな集落の所には、大きい管を引いてあります。その管は100パーセントではないのですが、消火栓の機能を十分に活用しております。

消火栓の機能を活用できないところについては、町の方で防火水槽をそれなりに平均的な距離の範囲内で設置し対応しているのです。

今まで、5年ほど前までは防火水槽を設置していたのですが、平均的個数や距離

的な面で大体90パーセントぐらいの放水距離が対応できるということで、近年防火水槽は設置していない現状だったと、私が担当している頃はそういうことでした。以上です。

[「はい」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 防火水槽の件については、県の方からの規定では満杯で、与論町は100パーセント造ったということで、今は建設してありません。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） 先ほど申し上げました畠かんの給水栓の活用等も入れながら、水道の方の給水栓、これも水管の整備が進めば、それに沿って給水栓は増えしていくということで、今の答弁では受け止めますが、それでよろしいですか。

そういうことも併せて、消防水利の施設の確認をもう少しきちんと整備する必要があると思います。

そうすることが、アーカイブス事業に情報として載っけるという前段にもなると思いますので、この消防水利の確認の件については、畠かんとの連携を深めていくことと併せて、きちんと取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） その点はおっしゃるとおりで、既に担当の方には接続の金具はきちんとできるかどうか、また種類が違ってあれこれということになれば、こっちではつながるけれど、あっちではつながらないというふうなことでも困ると、統一した形でやるようにということで指示は出しております。

是非また早急にそれをやりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） 今、私が申し上げていることは、畠かんも含めて消火栓もあり、防火水槽もあると、そういう消防水利についてきちんと情報として整備してくださいということです。それが訓練のときの一つの基本になるし、アーカイブス等への情報の発信にもなるので、そういうことをきちんと整理していくと、そのきっかけになるのが畠かんの給水栓との接続の連携、これを1つのケースとして取り組んでいただきたいということあります。

次に、自主防災組織についてですが、この自主防災組織については、茶花の自治公民館長にお伺いいたしますと、特に茶花地区においては津波、それから火災等について、その危機管理が非常に強くて自主防災組織の消火栓が今6つ設置されているが、地区の方々の協力が非常にいいということをお伺いしてまいりました。

それと併せて、そういうことを通じて、前、歌にありましたね、「とんとんとん

からりんの隣組」の向こう三軒両隣、今は向こう三軒両隣という意識が非常に薄れてきているのです。このことが今論議をしている消防防災だけではなくて福祉のこととか、いろいろな方面でこの「向こう三軒両隣」のこういう従来あったきずなの確認、それに伴うまた新しいきずなの作り方というのが、今非常に大事ではないかと思います。そういう中で、自主防災組織の組織化というのは、そういうことも踏まえて非常に行政の1つの柱として取り組んでいってもいいのではないかと考えるところであります。

特に、今回の東日本大震災を踏まえれば、私どものこの小さな与論町においても自主防災組織の育成というのは非常に大事な課題であり、従来から与論の特徴の1つでもありました自治公民館活動の充実にもつながっていくことだと思います。

そこで、この自主防災組織づくりに取り組んでいくときに、1つの視点としてとらえていただきたいことがあります。各自主防災組織ですから、その取り組む組織の方々が自主的に取り組んでいくというのが基本になりますが、ところが島全体の連携というのがそこにはなければいけないと思います。

自主防災組織も島全体の消防防災対策の一環の中に組み入れられていかなければならないと思いますので、これもやるところはやる、やらないところはやらないということではなくて、できる限り島全体、地域ぐるみで取り組んでいく方策を考えてもらいたいと思います。

そこで、総務常任委員会のほうとしての提言ですが、さつま町には、以前に宮之城町で推進しておりました地域担当職員制度というのがあります。

地域の課題について、担当の職員を配置して調整し行政に上げていくという、そういう流れの職員を配置していますが、そういうところ等も参考にしていただきながら、この行政区を今一度見直して地域担当職員等も配置して、地域と行政とが一体になった、また地域ぐるみ・島ぐるみのそういう体制づくりに取り組んでいただきたいと思いますが、その方向についてはいかがですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） おっしゃるとおりで、この各地域の地域防災組織と全部が連携してやるということは大きな災害に対して、どうしても必要なことありますし、これはどうしてもやっていかなければならないと考えております。

宮之城の話は、前にも私いろいろ内容を聞いたことがあるのですが、その点はまた考慮して、職員の中からその地域に住んでいる職員の割当てを検討してまいりたいと思います。今後ともよろしくお願いします。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） このことは、これから地域づくりにおいて1つのきっかけ

になることではないかと思います。

そして今、関心は東日本の大震災ということで防災対策、危機管理対策ということに向いておりますので、この機会に取り上げて取り組んでいくということも時宜を得ているのではないかと思います。

それともう1つ、私ども総務常任委員会では、昨年の2月に普通救命士の講習を受けました。今6人の者がその修了証を持っていますが、是非この普通救命講習を各機関、団体等でそれぞれ受けていただくよう推進していただきたい。これを推進することによって、お互いの生命、財産に対する意識の高揚と、例えば先頭に立って非常に頑張っていただく消防団の皆さんや、分遣所の皆さんと意識の共有ができるということにもつながっていきますし、島の大半の方々がこういう講習を受けて修了証を持ち、常に事あるごとにその講習を繰返し受けるということになれば、お互い町民の安心・安全にもつながることあります。これは対外的にも1つの大きな情報となって、大きな観光資源にもつながっていくことではないかと思います。

こういう町民一人一人ができることを推進していくことが、今度の東日本大震災の1つの教訓であろうし、また私ども与論町においてすぐにできる1つの方向性ではないだろうかと思いますが、見解をお伺いいたします。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） そのように検討してまいりたいと思います。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） はい、総務課長。

[「分かりました。・・・」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） 先般の総務厚生常任委員会でも御指導いただきました。

まず、関係者のほうからこの講習を受けまして、資格を取ってまいりたいと思っております。ありがとうございます。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） まちづくりの件については、今申し上げましたようにお互いが意思決定の過程の中で、自分たちがどのように取り組んでいくかというのが非常に大事なことではないかと思います。

そういう中においては、お互いが妥協せずに意見は戦わす、そして決まったことはみんなで協力して推進していくということが、今後望まれることではないかと思います。

そういう流れの中に、先ほど申し上げました消防団の活動、その消防団の活動においては、活動しやすいような団員の待遇の改善、安全面の改善。そして、組織だ

った指揮系統の中における訓練があると思います。

また、私ども町民においては、普通救命講習をみんなで受けて、お互いが意識を共有するということ。また、各地区の団体の段階においては、自主防災組織等を組織し、それにお互いが参加をすることによって、いざ事あるときには自分たちの生命、財産は自分たちが島ぐるみ・地域ぐるみで守っていくんだという、そういう気概を持つことにつながっていくのではないかと思います。

そういう観点から、是非今回申し上げたことについては、消防防災という観点でございますが、今この問題については非常に時宜を得ていると思いますので、是非突き進んでいただきたいと思います。

そういうことで、もう一度町長の決意をお伺いさせてください。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 自主防災組織の中では、茶花のほうで私も一員として年に2、3回練習をやるのであります。

[南政吾君「訓練」と呼ぶ]

町長（南 政吾君） はい、訓練をやるのであるが、確かに隣同士でもなかなか話をしていないという状況で、そういうときには「久しぶり」というふうな感じの話し合いが出てくるのです。

そういう点では、非常にまちづくりの一環として大きな力になるのではないかと考えますので、ただいま議員から言われたことについては、真剣に取り組んでまいりたいと思います。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） 今回の質問は、私ども総務厚生常任委員会の所管事項の調査の経過を踏まえながら、質問をさせていただきました。

そして、今後私たちの委員会では、今回の質問を通じた提言並びに当局の取組等についても、今後の委員会活動の中で確認し、豊かな島づくりや町民福祉の向上に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（町田末吉君） 10番、麓才良君の一般質問は終わりました。

これで、一般質問を終わります。

引き続き、議案審議に入りたいと思いますので、用意をお願いします。

----- 日程第5 議案第26号 与論町特別会計条例の一部を改正する条例

議長（町田末吉君） 日程第5、議案第26号、与論町特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） 議案第26号、与論町特別会計条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、与論町国民宿舎海中公園センター（ヨロン）特別会計及び与論町老人保健特別会計の廃止に伴い、与論町特別会計条例の一部を改正するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第26号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号、与論町特別会計条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、与論町特別会計条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第27号 ゆんぬ敷料化ラブセンターの設置及び管理に関する条例の制定

議長（町田末吉君） 日程第6、議案第27号、ゆんぬ敷料化ラブセンターの設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

議長（町田末吉君） 本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） 議案第27号、ゆんぬ敷料化ラブセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

地域ぐるみ衛生意識高揚対策事業（資源循環化施設整備事業）でゆんぬ敷料化ラブセンターを整備したことに伴う条例を制定するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。9番。

9番（野口靖夫君） 納得があまりいかないから質問させていただきますが、今、国においても、県においても、委員会というのが組織があまり多すぎて、これを簡素化しようという動きがあるのはもう御存じかと思うのです。

その中で、この設置条例を作るのもいいかもしれません、私の考え方は、堆肥センターの管理運営委員会の中に、これを引き込んでその中で一緒に管理運営、距離的にも近いし、そういうふうに簡素化した方がより効率的ではないかと私は思うのです。

だから、全てを作るときにこの委員会、この委員会、もう委員会だけです。だから、そういうところをできるだけ簡素化してやっていただければと、私は思うのですがどうですか、町長。

[「大賛成」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（鬼塚寿文君） 有り難い御提言ありがとうございます。

条例で出したのは、主に敷料の販売を行うために、その販売価格を設定し、条例で定めなければならない。こちらでは規則で定めるというふうになっておりますが、その関係もあります。

それから、質問がくる前にまず「ラブ」ということの説明をいたしたいと思いますが、これはいわゆるスペルで「L O V E」のラブではございませんで、「R U B」という「ラブ」でございます。訳すと適訳がないのですが、「こする」とか、「もむ」とかという意味だそうでございます。

議長（町田末吉君） 9番。

9番（野口靖夫君） ですから、そういう言葉の意味で話をしているのではない。私が言っているのは、それは頑張ろうとしている気持ちは分かる、分かるが、できるだけ重複するところは簡素化して1つに統合して、堆肥でもこの敷きわらでも、これを売るときは一緒だと思うのです。

そしたら、その委員会やあるいは管理に関しても、特に管理の場合は近くでしょう、堆肥センターと敷きわらを作る場所は、また職員も大体同じですよね。そうなつたら1つの委員会でもって、これをちょっと敷きわらはこうだ、堆肥はこうだとして言葉を中にはめ込めばいいわけだから、そういうことをして簡素化してできるだけ委員会を少なくしてやったほうが皆さんも仕事がしやすいし、より効率的になるのではないかということなのです。

ですから町長は、職員が頑張ろうという気持ちで議会に提案されることも大事です。いいことかも知れません。

ですが、それはまた町長判断、政治的な判断で、これは簡素化した方がいいのではないかと思われるのだったら、これを取り下げる、取り下げても別に問題ないわけだから、そういうことをして今後簡素化して上程をするというようなことでもいいのではないかということを申し上げているのです。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 全くおっしゃるとおりで、造った場所も一緒にやろうということで堆肥センターの所に造って、今度液肥の件についても計画しているのはやはりあの辺にということで、堆肥センターを中心とした一括した事業にしてまいりたいと考えておりますし、もちろんこの条例というのは、これは作らないとお金がもらえないものですから、売ることができないものですから条例を作つて一応やりますが、メンバーはその堆肥センターのメンバーをお願いしようと今のところは考えているところです。

ですから、メンバーが一緒であれば一緒に、今後は最初の1回、少なくとも1回は単独でやってやらないといけないのですが、後は一緒に会合でやっていけると考えております。

議長（町田末吉君） 9番。

9番（野口靖夫君） だから町長は、いつもこう質問しますと、「おっしゃるとおりで、誠におっしゃるとおりで」と言われるのです。だったら私がおっしゃるとおりにすればいいのですよ。そうでしょう。

だからそれを言わないで、私が考え方が違うのであれば、おっしゃられることは分かるのだが、それは違いますと言えばいいのです。だけど、「おっしゃるとおり」と言うから、「ああそうなのか」と私は一瞬、私の考え方と似てたかなと思って喜んだところを、また逆にくるのです。

だから、そうではなくて私が言っているのは、別にこの問題は焦る必要はない、慌てる必要はない。だから、それを合理化して1つにまとめて、最低限にすればいいのです、次の議会にでも。

それまで慌てる必要はない、それをまた慌てて買う人もいない。本当の話。慌ててこれを買わなければ牛が死んでしまうという問題ではないですからね。だから、そういうところを、私が申し上げることは簡素化しなさいというのが原点、委員会を簡素化する、そういうことが原点だから、そういうところを「おっしゃるとおり」と言われるならば、そこら辺をうまい具合におっしゃられるとおりやってくださいよ、町長。

はい、分かりましたと、おっしゃるとおりしていい。

議長（町田末吉君） いいですか。8番。

8番（喜村政吉君） 私も野口議員のおっしゃるとおりと思って同感しているところですが、そこで具体的なこのセンターの仕事の中身について、もう少し具体的にお聞きしてみたいのです。

試験的に昔の育苗センターでやられて、これが非常に効果があるということで更にきちんとした施設を造ってやられるということですが、今までの試験的にやってこられたことの効果と、そしてまたこれからの将来的なやり方。例えば、具体的な運用法として、あちこちに与論の畠の隅とか、個人とかあるいは町営地とかに、木とか雑草とかありますよね。それは職員か、そこに勤める誰かがいちいち回ってそれを切ってきて、そうしてやってまた畜産農家に買ってもらうかどうか分かりませんが、そしてまた堆肥化すると、大ざっぱにそういう循環ではないかと思うのですが、個人的にまた個人がそこに持ち込んでやってそれをまた利用するということになるのか、その辺をちょっとどういうふうに考えておられるのか、具体的にひとつ今考えておられるやり方について説明をお願いしたいと思います。

議長（町田末吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（鬼塚寿文君） 御説明をいたします。まず伐採木とかが出た場合に、持込みに関しましては、堆肥センターの受入れを木でもって計量していただきます。それから、施設の所に搬入していただきまして、帰るときにまたもう一度空車を計量します。

それから、伐採木置き場に置かれた材料は機械のほうに投入され、1次処理、2次処理をされて製品となって出てまいりますが、この完成品を畜産農家のほうに1立方米、フレコンバック1杯でほぼ1立方米で、タイヤショベルの2杯分ぐらい入ります。それを今のところ立方米、フレコンバック1袋当たり2,000円で販売しようか計画しております。

その説明会につきましては、明日から3日間やる予定でございますが、その場所で資材の持込み企画ですとか、持ち込んではならないものとかを説明する予定にしております。持ち込んではならないものとして、まず土砂が付いた木の根っ子とか、

それから毒になるもの、キヨウチクトウとか、それからクワズイモ、里芋、里芋は牛には駄目だそうです。それから建築廃材、枯木、ギンネムもいいのですが、8月から12月の間は種を持っているものは駄目ということにしました。

それから、農家の方が持ち込んで自分で処理して持って帰れるかということでございますが、それはしないようにしています。あくまで職員が処理したもの売るという形にしたいと思っています。

以上です。

議長（町田末吉君） いいですか。

ほかにございませんか。

いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案27号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「反対討論」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 9番。

9番（野口靖夫君） 先ほど申し上げましたように、この委員会を設置することに別に問題はないです、私は。

問題ないのだが、あまりにも委員会が多過ぎる。これは今までずっと議論してきた。今に始めたことではなく、だからできればもうずっと前からできるだけ委員会を少なくしなさいと、そういうことを議論してきたわけだから、これからのはこういうのは堆肥センターと今は全く変わりはない。職員もそこの人が動く。例えば、委員になる方もその人が大体なると思う。それから、牛を持っている人のほうがこれも使う。

そしたらほとんど一緒なのです。そういうことをいちいち、わざわざ委員会をいっぱい作ってやるよりも一つの専門家に任せて、その委員会で運営させた方がすっきりしてうまい具合にいくと思うのです。

私は、そういう意味からして、この設置条例に対しては反対するということです。

議長（町田末吉君） 賛成討論はありませんか。3番。

3番（供利泰伸君） 今、産業課長からも町長からもありましたとおり、どうしてもこの条例を作つて、作らないとお金をもらえないということであれば、それは設置してもらって、ちゃんと最初の年はちゃんと敷料センターで運営して、その後に堆肥センターと合体したような形にもっていくような形で、是非ともこれは早く条例を制定して畜産農家に早く敷料が活用できるようにしてほしいと思います。

以上です。

議長（町田末吉君） それでは、これから、議案第27号を採決します。

この採決は起立によって採決をしますので、賛成の諸君の起立を願いします。

[賛成者起立]

議長（町田末吉君） 起立多数です。

よつて、議案第27号、ゆんぬ敷料化ラブセンターの設置及び管理に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第28号 平成23年度与論町一般会計補正予算（第2号）

議長（町田末吉君） 日程第7、議案第28号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南政吾君） 議案第28号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

補正予算の歳入の主なものといつしましては、国庫補助金で社会資本整備総合交付金事業交付金364万7,000円、県支出金委託金で緑の分権改革推進事業委託金4,780万円、財政調整基金繰入金8,104万6,000円などを計上しております。

次に、歳出の主なものといつしましては、衛生費で緑の分権改革調査事業費として4,790万円、農林水産業費畜産振興費で与論町家畜市場繫留施設更新事業負担金として1,224万8,000円、土木費、町道改良費で町道那間茶花線工事費及び用地購入費を合わせて、509万2,000円。

教育費、茶花小学校管理費で茶花小学校グラウンド整備事業費として770万などを計上しております。

歳入歳出予算にそれぞれ1億3,930万5,000円を追加し、一般会計予算総額37億3,987万2,000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といつし

ます。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

9番。

9番（野口靖夫君） 2、3点質問させていただきます。

まず、21ページです。この道路橋梁総務費の中に用地購入費が260万円計上されております。これは前、私が勘違いであつたら申し訳ございません。お許しください。

前回の議会で可決していた案件とは違うのでしょうか。その内容をちょっと説明していただけませんか。

議長（町田末吉君） 建設課長。

建設課長（高田豊繁君） 御説明申し上げます。

今議員のほうから御案内がありましたとおり、去年の22年度の予算に320万ほど計上してあったのですが、実はこれは鹿児島県の事業との関係もございまして、今この土地は鹿児島にいる地権者の方なのですが、鹿児島県の県道の買収をした残地を代替地として買いたいということでございまして、今の県の事業が23年度に実施されるということで、22年度の予算は一応落としまして、23年度に新たにこの補正をお願いしたいということでございます。

議長（町田末吉君） 9番。

9番（野口靖夫君） ですから、去年私どもが議会で議決しましたよね、あれは補正で落としたのですか、「いったん落としてからまた計上した予算なのですか」ということを聞いているのです。

議長（町田末吉君） 建設課長。

建設課長（高田豊繁君） これが、繰越しするつもりだったのですが、契約が不調といいますか、三者契約をしなくていい関係でできなかつたものですから、補正には上げないで不用で一応処理いたしまして、ぎりぎりまで一応県と交渉したのですが、間に合わなくて不用で落とした形で今回また新たに上げるという形です。

議長（町田末吉君） 9番。

9番（野口靖夫君） 私は、ですから、どこでそう切り落としたのか、その切り落とした記憶がないのです。議会で認めて議決した記憶はあるのですが、それをまた切り落してきたところの記憶がないです。

だから、それをいつの議会で、いつ切り落として、そしてそれをまた再度上げてこられたのかということを聞きたいのです。それと同じ場所のことでしょう、これ。場所は一緒ですよね。それを確認したいのです。

議長（町田末吉君） 建設課長。

建設課長（高田豊繁君） 本来でしたら3月補正で落とすか、契約して繰越しで処分するべきだったのですが、そちらの方がちょっとできなかつた関係で、これは議会で補正をして落としているということです。

[野口靖夫君「してないでしょう」と呼ぶ]

建設課長（高田豊繁君） はい。それから現地につきましては同じ所です。

それで全体額としては、金額的に減額をしてございます。

議長（町田末吉君） 9番。

9番（野口靖夫君） その件は、これで終わります。

もう1点、25ページ、ちょっとこれは教育長にお聞きしたいと思います。

25ページで、文化財保護費というのがありますね。その中で私はこの予算に対して質問を申し上げるわけではなくして、教育長にせっかくの機会ですので、教育長の姿勢についてお伺いしてみたいということなのです。いい機会ですから、そういうことですから、予算についてではないです。と申しますのは、この間、観光協会の総会がございまして、観光協会長が教育長と一緒に沖縄のヤンバル辺りの修学旅行生を与論町に誘致したいと、小学生を誘致したいということで一緒に営業がてら回られたという話をしておられたのです。

そういうことからして、私はいいことをやられたなと思っているのです。悪いということではないです、いいことをやられたと。

ところでヤンバルの方々はどう思っておられるかといいますと、それはいいことだと思っておられるのです。どっちもいいことなのです。

そこで、与論島にヤンバルの方々の修学旅行の小学生のですよ、連れてきた場合に、何を目玉商品にするかということを考え悩んでおられました。

ところで、そこでお聞きするのですが、私は文化しかないと思うのです。文化・史跡、ヤンバルというのは、与論は子供島ですからヤンバルからすればですよ。そういう北部琉球文化圏の中に与論はあるのですから、その子供的な存在の文化・史跡を絡めて営業をされた方が、したと思うのですが、今後もそういうふうに進めていくしかないと思うのです、与論島を紹介する場合は。

そこでです。この文化財をただそのまま保護するといつても、今のようなやり方では保護したように見えないのです、私が見た場合は。できれば保護というのは、こういう歴史があって、こういうものが現在我々が守っているのですよということを相手に伝えなければならないのです。また、後世に残さなければならない。だから、そのために保護をしなければならないわけなのです。そこで申し上げるのは、その保護するために理解しやすいように、文化財、史跡に私が今から教育長に申し

上げたいことは、その場所に、その時代と申しますか、その史跡の由来、文化財の由来とも申しますか、そういう説明といいますか、そういうものをしっかりと分かりやすいように表示していただきたい。そしたら、子供たちが来てからでも、これは沖縄と関係があるのだと。ただ口だけで言ったってこれは通用しないと思うのです。そこら辺の保護をするためには、伐採もしなければなりません。そういうことを教育長として、進める考えがあれば、これは先ほど申し上げました。ヤンバル地域の小学生の修学旅行の誘致は、島外人口の交流人口と申しますね、それが増えると。

だから、教育長が今進めようとしている考え方とマッチしているといえると思うのです。だから来ることは来たが、それが全く見えないということになった場合には、人は呼んでから「何の魅力もない島だ」と言われたら二度と来ませんからね。そういうことからして、是非文化財や史跡を管理する立場にあられる教育長として、どのようにこの文化財保護を進めていこうとお考えですか。それをお聞きしたいと思います。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） お答えいたします。

確かに昭和47年に沖縄が復帰したときに、当時私は茶花小学校の6年生担任でしたが、すぐ職員旅行を兼ねて沖縄のほうに修学旅行をしました。それ以来、次の年からは、2つの小学校も行きまして、毎年3小学校とも沖縄のほうに修学旅行をしていると、その中で何度か沖縄のほうからも同じ兄弟島であるから与論にもおいでくださいということで、確かに回ってきましたし、北部教育事務所まで行ってまいりました。その機運がやはり脈々と続いて、今回当たりは何とか実現できそうだという見通しが立っていますが、確かにおっしゃいますとおり、さて見えたるどこを見せようかということです。

文化財ということで言いますと、例えばアダンバーという沖縄に由来する場所に今確かにアジニッチャーなどありますが、解説板が確かに足りない。そこでその由来を含めて観光コースの1つとして、沖縄の方々が見えたるこのコースと、また本土から来られたらこのコースというふうなことでの文化財の紹介、ウォッチングコースをつくっておく必要があると思います。

それから、私が一番自慢できると思いますのは、やはり与論の教育を見てくださいと、視たい、聞きたいというふうに人が来てもらうためにも、例えば早速小学生、大抵6年生でしょうが、小学6年生当たりで今「雨にも負けず」の宮沢賢治の教材が出てきて、それを覚えるようにということで小学校や中学校でしているのですが、それを全てのこども園で朗唱できますよということで、こども園にも案内して、そ

ここでその様子も聞かせたいと思っております。

議長（町田末吉君） 9番。

9番（野口靖夫君） 今教育長がおっしゃられるとおりだと思います、私も、この間、ヤンバル駅伝に教育長も行かれたと聞いております。そういうことには、本当に私は町長も行ってほしかったと思っているのです。町長、教育長がそろって動かれて初めて相手が動くのです。自分は動かないで、相手に来てくださいといったって動くわけありません。

ですから、この学校の修学旅行の招へい、誘致をお願いするのであれば与論の子供たちを向こうに案内し、そして教育長あるいは町長が、そこに参加されて初めて、向こうも動く。だから、この間沖縄の県議会議員と私は話す機会がありました。我々文教経済常任委員会のメンバーで、特に北部の出身の方々と、県議会の皆さんと話し合ったのです。そしたら、「全面的に協力する」と言っておられたのです。だから、後はここが動くしかない。

だから、そういうことを是非ひとつ強力に町長も教育長もこういう機会は、チャンスというのは1回しかないのです。だからこれを見過ごしたらもう後は消えてしましますから、できるだけ早く行動してもらいたいということが一つ。

もう一つは、その史跡の案内板に小さな文字で書くのはやめていただきたい。というのは、大体史跡とかという案内板というのは見やすいように、見やすい文字で見やすい場所に設置していただきたいというのが私の要望なのです。それだけを教育長に是非お願いしたいと思います。

議長（町田末吉君） 6番。

6番（本畠敏雄君） ひとつお礼したいと思います。ありがとうございます。

今度、我々予算を文化財保護費に50万円頂いております。来る旧暦の8月14日に当たる9月11日に記念行事が予定されております。今どちら辺まで進ちょくしているかお聞きをしたいなと思いました、450周年の記念行事についての進ちょく状況はどのくらいなのか。

議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（野田俊成君） はい、御説明させていただきます。

すぐにでも実行委員会を組織して、本当に9月12日まで走りたいのですが、その前にスロバキアの大きな国立オペラが7月13日に予定しております、まずそういう大きな行事をばっちり成功させてから、直ちに実行委員会を組織して頑張つていこうということで、今課内で話しているところですが、今議員が御指摘のとおり、450周年ということで大きな計画を一応イメージしております。

若干だけ御説明させていただきます。

まず、十五夜踊りフォーラムを予定しております。これはモチーフは、「いにしえの心を今に受け継ぐ」ということで、フォーラムを予定しております。

まず、いわゆる報告、提言、意見交換ですが、1つ目に与論十五夜踊りの継承について。それから2つ目に、与論十五夜踊りの起源と保存について、これは特に麓文化財審議会長にお願いしたいと思っておりますが、ひとつよろしくお願ひします。

3番目に与論十五夜踊りの歴史的価値について、これは沖永良部で有名な学識経験者であります先田先生を招へいいたしまして、十五夜踊りの歴史的価値ということで、講演等御意見をいただきたいと思っております。

4番目に、観光資源としての与論十五夜踊りについて、佐藤持久さんにお願いしたいと思っております。

最後に、タビンチュから見た与論十五夜踊りの魅力について、和田州生先生に予定しております。

そういうことで、十五夜踊りの本番前後の大変な行事となります。是非皆様の御理解、御協力を得まして大成功に終わらせたいと思っておりますので、ひとつまた御理解、御協力のほどをよろしくお願ひします。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） このことは、先だって全国与論会の総会がありましたときに、今年の会長、担当は福岡荒尾地区ですが、その会長である町さんに資料を送りまして多数の各全国与論会からの代表の方々を招へいしておりますし、それから、その方々に後の交流会でそれぞれ各地区1題ずつの芸能出演もよろしくお願ひしますということでお願いしてございます。以上です。

議長（町田末吉君） 8番。

8番（喜村政吉君） ありがとうございます。450周年ということは、500年時には我々はもう生きていないのですが、これを機会に私は非常に与論の「パナウル王国」のギリシャの何か鶏のハガンとかみたいなのが、結局今されているのです。パナウル王国は。あれをうまくできるか、できないか分からないが、十五夜の朝比奈の面を大いに活用したら、ギリシャトウイヌハガンはあまりテレビに出ないので。だから、十五夜踊りの朝比奈の面をあれを何か今度この機会に登録商標なんかして、是非観光に私は絶対生かせると思うのです。「ああ、あの面だ、これは与論島だ」ということで、だから今のギリシャのパナウル王国の我々のあちこちにあるやつは、ちょっとあれは何だろうかとしか思わないから、テレビで十五夜踊りはよく出ますので、またいろいろあちこちで見られますから、その辺も一応案としても考えていただいたらと思います。

全国各地に大変でしょうが、まだ期間もありますので、ひとつ是非大いに盛り上

げていただきたいと思います。よろしくお願ひします。終わります。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 私もこれについてひと言、先の一般質問で遺跡、文化の利用について述べましたが、まさに今うちの委員長から言われたのが、私が言ったイノベーションとはこのことなのです。

今ある施設をきちんとプロモーションして、プロデュースして、これをどういう形にして新たな価値を創造するか。私はこのことを実は言いたくて、それを述べたつもりなのですが、これを的確に委員長が指摘されまして、このような視点で今までのものを全部見直すべきではないかということです。

また今、本畠議員からも言わされたように与論町の使っている道具ですよね、ギリシャの鶏の頭も持ってきてくっつけていますが、与論町民にとってはおかしくも何ともないのです。やはりそこにピートゥヌカースーの絵とか、それをデザイン化するとか、今の朝比奈の面をデザインしたら、非常にキャッチフレーズ的にもいいし、それこそがオンリーワンではないかなと、そういう意味で、是非今議員お二人から指摘されましたか、非常に私はすばらしいことだと思いますので、是非その点を今度の観光に生かしていただくようお願いしておきます。

続いて、ほかの質問をいいですか。

議長（町田末吉君） どうぞ。

5番（喜山康三君） 11ページの、先ほど一般質問の中で入れた新防災センターの設計変更の委託料ではないかと思うのですが、今委員会を開いて審査している段階で、予算書に上げられていると、一般質問の中でも述べましたが、どうですかね、補助金の返納とかそういうこともいろいろタイムリミットもあると思うのですが、できるだけ簡潔な形にして基金の方に回す形にして、次に一定の規模の形で新たに発想するとか、その辺についてもいかがなものかと思って、その辺是非御検討いただきたいのですがいかがですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 先日も御説明申し上げたのですが、まず最初にこの議会でお認めいただかなければあの事業はもう流れると、流さざるを得ないということになるわけで、是非お願ひしたいと思います。

それと簡素化についてですが、お願いした補助金、交付金の金額でやりたいということでございます。それは何かと言いますと、今まで防災センターでの会議はほとんど一般町民の方も相当借りてやってきたのですが、今度はあれがなくなるということで、今まで2階のほうに部屋はあったのですが半分以上は防災機器が入っていたため、小さくてほとんど使えなかつたと。もう1つ同じ面積の部屋が欲しい

ということがあつたわけで、今回造るのがちょうどそれに合つたような面積になるということで、どうしてもこの金額でお願いしたいと、この予算でお願いしたいということです。

ひとつ御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 私はこういう財政がひっ迫している中で、また庁舎の建て替えの問題とかもありますが、そこら辺を総合的に考えていただきたいと、これが街の移転に連動していかないかということを私は非常に懸念しているのです、実を申し上げると。

その点は、町長が今から10年も20年も町長をしているならそうかもしれません、財政が悪くなつて建物がないのだと、とりあえずそこへ引っ越しましようと、そしたらその脇にもう1棟建てましょうと、そういう形になって庁舎の実質的な移転のとっかかりになる恐れがあるのではないかと。その点も非常に私は懸念しているからこういうことを言つているのですが、それから今会議場として考えているとおっしゃいましたよね。今の防災センターの利用については、毎日使われているぐらいに本当に使われています。

逆に、こういう場所だからこそ街中にまた欲しいなと思うのです。いろいろな利便性の問題。また、役場の職員がいちいち協議したりするときに、いちいち役場からあれだけの距離に行ってやるというのも非常に大きな時間の浪費になるのではないかと、その辺も非常に懸念しております。

そういう点からも、場所は風車のある場所に造るとか、たとえあそこに造つても津波が来たら、ある意味では街の防波堤にもなるのですよ、建物が。そういう考え方もできないこともないのです。だから、その辺についてももっと考慮いただけないか、いかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 今おっしゃるとおりの考え方もあるのですが、ただ防災センターはタベも大きな問題として出てきたのですが、防災センターが防災機器と離れた所にあるというのも1つの大きな問題で、タベ言われた問題に出たことの1つでもあると思うのです。

やはり防災機能も砂美地来館の向こうに移さざるを得ない。今から建物を造つて移すということが間に合わないものですから、砂美地来館に移さざるを得ないということで、その一環として消防会議とかいろいろなことができる消防の機能も備えた施設が必要だということで、向こうにお願いしたいということで、この街を、あれを造つたからそれにちなんで街を向こうにもっていくとかということは、全く考

えておりません。

私自身もまた、さっきおっしゃったように町長ではなくなっていると思いますので、それはもうそういうことは考えていないわけで、ただ面積もそんなに大きな面積ではないのです。あれを造るからといって街の一環としてということが、考えられるような面積では全くありません。平面図も今後の会合に提示してやりたいと思っておりますが、その点は私個人としては全く考えておりませんので、その点御理解をいただきたいと思います。

議長（町田末吉君） 11番。

11番（大田英勝君） 先ほど教育委員会の方からの答弁の中でも出てきたのですが、スロバキア国立オペラの公演について少し詳しく御説明をお願いいたします。

議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（野田俊成君） はい、御説明をさせていただきます。

まず日程ですが、7月13日、午後7時から砂美地来館で開演です。このオペラですが、本土では3,500円の入場料ということですが、今回特に離島初公演、日本国で離島初公演ということもありまして1,000円の料金で大人料金1,000円、ただし小・中・高生は無料ということで特別料金で実現することになっております。

オペラについては、私はあまり知識はありませんが、かいつまんで紹介いたしますと、その前に目的です。生のオペラに接する機会の少ない与論町内の小・中・高生及び町民にスロバキア国立オペラ公演プロデューサーの長谷川洋行氏の計らいで、沖縄県南城市公演のついでに本場スロバキア国立オペラの生公演を鑑賞させる機会を設け、本町の文化活動の促進と、小・中・高生を含めた町民への鑑賞機会を提供するということで実現することになりました。

それから、あら筋は「若くて貧乏な芸術家と、美しい娘との2組のカップルが1830年頃のパリを舞台に繰り広げるラブストーリー、椿姫（つばきひめ）、カルメン等とともに世界で最も大衆に愛されているオペラ」ということですが、財源内訳としましては、これは与論町の持出しの半分は、補助のある制度を活用させていただきました。我がまち文化劇場助成金というのがありますし、町の持出しの半額、今回の経費を100万円と見込んでおります。内訳は、1,000円の大人料金で200人を見込んでおりまして、20万円の入場料を見込んでおります。それから、オペラの皆さんにお支払いする公演料ですが、この公演料が一応90万円ということでありまして、100万円のうちの20万円が入場料ということで、80万円がどうしても町から持ち出しがあるということになります。

その中で80万円のうちの半額の40万円を我がまち文化劇場助成金ということ

で、既に内示を受けております。

ですから、実質町の方は40万円の持出しになるのですが、また別途町のサンゴ礁基金条例の中に、また奨励会から特別に30万円のそういう文化振興等の御寄附の今お話を承っておりまして、実質町の持出しの40万円から30万円はサンゴ礁条例でということで、10万円は町の持出しによりこの大きなオペラの公演が実現できるということで大変楽しみにしているところです。

議長（町田末吉君） 11番。

11番（大田英勝君） めったにないすばらしい企画だと思います。もちろん、小・中・高生は無料ということだったのですが、全員に見てもらうような体制をとっていかれることになりますよね。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） ただ無料だから来なさいではあまり価値がないでしょうからということで、わざわざ招待券、小・中・高生に招待券を発行しております。

そして、その保護者、特に小学生は保護者同伴ということで、たった1,000円でこれだけのすばらしいグショウバナシができますよということで、保護者の皆さん、それから町民並びに島外の方、いろいろな地区内の教育長会議でもアピールしておりますが、そういったことで外部からこられる方も全て1,000円でございますということで、アピールしてございます。

議長（町田末吉君） 11番。

11番（大田英勝君） 是非とも7月13日ということですので、もうそんなに時間もないようですので、宣伝をしっかりされて本当にすばらしい大会として終えられることができるように取組を強化していただきたいと思います。

それからもう1つ、茶花小のグラウンドの整備についてはどういうことなのか、中身について説明をお願いいたします。

議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（野田俊成君） はい、御説明いたします。これは補正予算書の23ページに茶花小学校管理費の中で計上させてもらっていますが、私ども年に2回ほど学校訪問をしておりますが、先般の学校訪問の際に茶花小学校の中馬校長のほうからグラウンドで若干石が露出して危ないということでありました。それで職員、教育委員一緒に行って見たのですが、茶花小のグラウンドは高田建設課長の話では、大体与論町内の小・中学校のグラウンドは、いわゆるピヤードゥルを持ってきてつくってあるということでありますて、やはり茶花小のグラウンドもピヤードゥルの石があちらこちらに露出している状態でありまして、またトラック、コースのほうも相当波を打った状態で、タッカーピックーがありまして、このままではち

よつと危険だということでありまして、早速建設課長にお願いして測量し、また財政のほうにもお願いしてこの6月補正に、少々金額ははるが、子供たちの安全確保ということで早速計上をさせてもらっておりますが、その工事はどうなるかということになりますと、どうしても学校の授業等がありますので、来る夏休みを利用してしか工事ができないというふうに思っております。

その間、安全面をどうするかということになりますが、先般また中馬校長にもいろいろと話しまして、とにかくこういう状態は放置できないので、とんがっている部分などはハンマーで打ちつけたり、またいろいろと工夫させていただいて、とにかく児童の安全確保は学校全体でよろしく頼みますということで校長にはお願いし、また協議をしたところであります。工事は夏休みになります。

議長（町田末吉君） いいですか。はい、2番。

2番（林 隆寿君） 17ページの畜産振興費について、ちょっとお伺いいたします。

与論町家畜市場けい留施設更新事業負担金の1,200万円を具体的に御説明をお願いします。

議長（町田末吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（鬼塚寿文君） この与論家畜市場けい留施設更新事業というのは、各振興局単位で1億円持っている事業でございまして、国庫で言えば大島支庁の管轄の事業になります。地域振興推進事業に当たりまして、これに農協のほうが応募いたしました。23年度、24年度の2か年をかけて整備する予定でございまして、23年度事業費が4,899万2,000円となっております。このうち半分が県の補助金、残りの半分を町とJAで負担するということになっておりまして、4,899万2,000円の4分の1分を計上しているところでございます。

23年度の事業で24頭分、676.8平米整備されます。次年度の24年度に4,869万6,000円を予定しております、160頭分489.6平米プラス誘導レールなどの整備を予定しております。

以上です。

議長（町田末吉君） 2番。

2番（林 隆寿君） 大体分かりましたが、その内容については2年間に分けてそこを整備するということですね。

確かに、前々からこの事業については早く入れてほしいという要望がたくさんあります。現在子牛の年間出場頭数が2,600頭ぐらいございます。その中で、今畜産農家が高齢化して大分後継者のいないお年寄りがだんだん増えてきていると、私の知る限りでは1年に1軒、2軒ぐらいは廃業してやめるという農家も出てきております。やはり年をとると、すごく身体の負担になるという、出場する、そして

売るときのその作業がすごく心的に負担になるということかと思います。

ちょっと中身を聞いてみると、私どもがお願いしてあった事業の半分ぐらいの規模であるということだから、やはりこの23、24年だけで終わるのではなくて、徹底して最終的に農家の負担が大幅に軽減できるようなそういう施設まで造っていただきたい。というのは、要するに入場から出場までの一貫した作業体系ができるような、そういう施設を最終的にお願いしたいなということなのですが、ちょっと私の説明があかしかったようですが、この事業の中では具体的にどこまでどの程度までする予定なのですか。

議長（町田末吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（鬼塚寿文君） 今議員がおっしゃられましたのは全て入っていると思います、2年間で。誘導レールというものを付けまして、競り市場の中まで引き回して、また場外まで搬出するということで、年寄りでも子供でもと言ったらあれですが、御婦人の方でもできるような施設になっております。

議長（町田末吉君） いいですか。町長。

町長（南 政吾君） 最初から関わったものですから申し上げたいと思うのですが、2年に分けた理由は、競りがストップしないといけないものだから、そうすると大変なリスクが出るものですから、2年に分けてやりたいという希望があって2年に分けてもらったのです。

それともう1つ、けい留施設の件については高齢化又は女性の方が、奥様方が牛に関わっている率が非常に多くなったと、女性でもそれができるように競りに自分で出せるように、今まででは1頭につき1,000円相当の手間賃を払ってお願いしていました。

[「そうです1,000円ですね」と呼ぶ者あり]

町長（南 政吾君） 導入費を出してやっていたのですが、それを全部解消してもらいたいということで、それを全部解消するよう段取りはしているつもりです。

議長（町田末吉君） 2番。

2番（林 隆寿君） はい、ありがとうございました。

私の大きな勘違いでございます。

議長（町田末吉君） 8番。

8番（喜村政吉君） 2点ほどお聞きをしたいと思います。16ページの資源循環施設運営費について説明をお願いしたいと思います。

それから、18ページの水産振興費の中の水産物放射線調査手数料というのがあります、これについても説明を求めたいと思います。

議長（町田末吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（鬼塚寿文君） まず、16ページの資源循環化施設運営費の増額補正の説明をしなさいということだと思いますが、報酬とか費用弁償は後ほど出てまいります一部を改正する条例を予定して組んであります。

それから、共済費の労災保険料は、あそこで働く職員の労災保険を掛けなくてはいけないということで補正で計上してあります。

それから、賃金が150万円補正されておりますが、当初要求したところが少なめに予算計上されておりまして、足りない分を計上してあるところでございます。

それと需用費の中の大きいのが消耗品、これは1年に2回食洗機の替え刃、刃を替えなくてはいけないということで切れが悪くなるということでございまして、これの消耗品代を計上しております。

それから、電気料も当初計上しておりましたのが、少なかったものですから補正で増額計上してございます。燃料費もしかりです。

それから、重機借上料は場内をもうちょっと整備しようということで計上してございます。原材料費も資材置き場等をコンクリート舗装をしようということで計上してございます。16ページは以上です。

あと18ページの水産振興費の中に今話題の放射線の調査手数料を計上しておりますが、これは万が一のためを思って計上してございます。これは1検体2万円ほどかかるそうですので、10検体分ぐらいを予定をしております。海の中、特に回遊魚等にその恐れがあるのではないかということで計上してございます。

以上です。

議長（町田末吉君） 8番。

8番（喜村政吉君） この放射線量調査というのは、これは国とか県とかから何か指導があつてのことなのですか、それとも自主的に今話題になっております福島原発の問題等と絡んで自主的にやろうということなのでありますか。

議長（町田末吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（鬼塚寿文君） 自主的に計上いたしました。

議長（町田末吉君） 8番。

8番（喜村政吉君） この調査は、そういう機器で役場の職員の方ができるわけですか。誰かに依頼して専門家かに依頼して調査するものですか。

議長（町田末吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（鬼塚寿文君） これは、水産物を採取しましてその検体を送って調査してもらう予定でございます。

議長（町田末吉君） いいですか。それでは、4番。

4番（福地元一郎君） 3点ほど質問したいと思います。1点目は、昨夜防災センタ

ーの取壊しに伴い、砂美地来館の方へ防災無線の設備を移設するということの話をお聞きしたのですが、その際の非常電源はちゃんと確保されているかどうかをまずお聞きしたいと思います。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） 確保されております。

議長（町田末吉君） 4番。

4番（福地元一郎君） 続いて、11ページの光ケーブル補修工事費が40万円計上されておりますが、これは台風2号に伴った被害の補修なのか、今後における予備費的なものなのかをお聞きします。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） おっしゃるとおり、これは台風に対する被害の応急的な工事費でございます。

議長（町田末吉君） 4番。

4番（福地元一郎君） 最後に15ページの安心・安全子宝事業費の中にインターネット回線料及びプロバイダー料が11万6,000円計上されておりますが、これはまず何月から何月までの料金なのか、それとまたそれはどこで使用するのか、場所ですね、それをお聞きします。

議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。

御案内のとおり、この安心・安全子宝事業については、22年度から23年度に繰り越した分がございまして、今そちらの方が事業は走っておりますが、この事業は6月の今月の18日から実証という段階に入ってきておりまして、来月の末頃からは実際に運用段階に入っていくと想定しております。

従いまして、この繰越事業が終わり次第、23年度分の残った分の23年度期間についてのインターネット回線料及びプロバイダー料ということで、具体的にはNTTさんになるのですが、11万6,000円の計上が必要だということで、このようにさせていただいております。

以上です。

議長（町田末吉君） 4番。

4番（福地元一郎君） これは保健センターの中で使用されるのですか、利用は。

議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（沖野一雄君） 具体的に今の15ページの電信電話料という形でモバイルCTG通信料12万円、ただいまのインターネット回線料及びプロバイダー料ということで11万6,000円計上しておりますが、具体的にはこのモバイルC

TGの御案内の7台の携帯端末、携帯を使うのですが、具体的には1台は与論病院に置く、もう1台は奄美の名瀬の德州会病院、そして具体的に少なくとも1台は保健センターに置いておくと、そして残りの分については、稼働状況を見ながら予備として今のところは保健センターに置いておいて、貸出しをするということを考えおりまして、その7台の分についての回線料ということになります。

以上です。

議長（町田末吉君） 4番。

4番（福地元一郎君） 今の説明ですと、要するにインターネット回線料というのはモバイルの端末の使用料ということでとらえてよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

4番（福地元一郎君） 分かりました。なぜそういう質問をしたかというと、保健センターなりにはインターネット回線で光回線が通っているのですよね、ですから回線料は要らないのではないかという疑問から質問したのです。今の説明で分かりました。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） すみません、14ページと15ページの2件ほどをちょっとお聞きしたいと思います。

環境対策費の一番下の地域産業活性化事業等アドバイザリー業務というのと、15ページの業務委託料の水質検査という委託料が計上されておりますが、これについて御説明をお願いします。

議長（町田末吉君） 環境課長。

環境課長（福地範正君） お答えいたします。

今御質問の地域産業活性化事業等アドバイザリー業務報奨金のことですが、これは22年度におきまして、縁の分権改革を実施いたしまして、与論町内のクリーンエネルギー・バイオマスの将来の可能性について、実証事業をしてあるわけなのですが、それを今後将来に向かっていろいろ事業展開をしていく場合に、町の職員としての専門知識外の相談をする相方が必要ということで、去年この実証事業をされた業者さんに旅費相当分だけ、こちらからの要請があった場合に限って旅費相当分を報奨金としてお支払いすれば、来島されていろいろな相談事にのっていただけるということで、このような形で予算計上させてもらっております。

続きまして、水質検査委託料なのですが去年ですか、環境影響調査を実施しておりますが、その1箇所から遺憾ながらも水銀が検出されております。県の指導として、少なくとも町としては今後年に1回ぐらいはその量の変化とか、そういうことを定期的に観察して、今後ともその経緯を観察しながら注意深く見て対応していく

た方がいいのではないかという指導を受けております。そういう関係で調査料を計上してあります。

議長（町田末吉君） いいですか。5番。

5番（喜山康三君） これは教育長に要望ですが、オペラの件で、今までいろいろな公演がありましたが、視聴者の聴く側のマナーとして、ある程度洋服もきちんとした形で来るとか、騒ぎ立てないとか、基本的なマナーについて、きちんとやっていただきたいと、やはりすごく期待してくるお客様もいっぱいいらっしゃるのです。そこで与論の、島外にも宣伝しているわけだし、また与論でもこれは正装して聴きにいかなくてはいけないのだがという方もいらしたのです、実を言うと。それだけすばらしいということです。

だから、そういう感じでとらえていらっしゃいますので、この辺も公演を聴く側・観る側のマナーについて、きちんと御指導していただいた方がいいのではないかと思いますので、これは要望しておきます。

15ページの緑の分権改革のことなのですが、これについてもう少し詳しく御説明をお願いできなくないでしょうか。

議長（町田末吉君） 環境課長。

環境課長（福地範正君） 緑の分権改革推進調査事業ということで計上しておりますが、これは去年も実施しておりますが、これは各市町村に国の緑の分権改革推進事業公募という要項がありまして、それに応じて応募をして、そしてその原案が認められた場合に市町村が採択されて事業費などと書いて提案するのですが、その中で額も裁定されて、実際には国の採択の後に実施されるのですが、今年度に関しましては本町の場合は去年の実績を踏まえて、敷料をつくる施設はできたのですが、今後どのように展開するかとか、特に今度の大震災の後でもあるわけなので、本町としてはクリーンエネルギーをどうにかして町内で活用できるような形で、敷料工場との連携をしながら、どうにかしてクリーンエネルギーを活用できないかということで、委託料ということで4,000万円余りを計上しております。

これは、ちなみに本町が総務省に応募した際に必要額として計上しております。実際は、総務省でどれだけの額を採択されるかはもうちょっとしないと分からないのですが、採択されるかされないかもありますが、採択された場合は、その採択された額でまた後で補正して調整することになると思います。

議長（町田末吉君） ここで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第28号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「反対討論」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） はい、5番。

5番（喜山康三君） 先ほどの11ページの防災センターの件ですが、今委員でもまだしつかりした結論も出てない。コンセンサスも得ていないので、その辺を一応の手続きはしてもらってから、それからでもいいのではないかと思いますが、私はそういう意味でこれは反対です。

議長（町田末吉君） ほかに討論はありませんか。

5番（喜山康三君） 一方ではいい顔をしながら、一方では議会ではさっさと採択したって話にならないよ。

議長（町田末吉君） 賛成討論はありませんか。

5番（喜山康三君） 全員反対だよ。話が何かぐちゃぐちゃではないか、町長、進め方が。場当たりですよ。賛成したら笑われるのではないか。今からやると言いうながら。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） 今回の一般質問の中でも防災体制等については、論議がそれぞれ交わされました。特に昨日の新防災センターの建設については、今東日本大震災が起きた影響もあるのでしょうか、非常に防災意識の高さについては、お互い十分に認識をしたところです。

予算の財源的な流れについては、県の方からの流れがあるということの説明であります。そして、それを踏まえて位置とか機能とかについては、十分検討を要するということで昨日の会はそういう流れだったのですが、予算は予算措置でおきながら昨日の委員会で出たことについては、十分検討して執行するよう申し上げたいと思います。

そういうことを踏まえて、私はこの賛成の立場で討論をいたします。

以上です。

議長（町田末吉君） それではこれから、議案第28号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第2号）を、採決します。

この採決は起立によって採決をします。本案に賛成の方の起立を願いします。

[賛成者起立]

議長（町田末吉君） 起立多数です。

したがって、議案第28号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後3時54分

再開 午後4時07分

議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 議案第29号 平成23年度与論町介護保険特別会計補正予算

（第1号）

議長（町田末吉君） 日程第8、議案第29号、平成23年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南政吾君） 議案第29号、平成23年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

補正の主なものは、歳入で支払基金交付金105万8,000円、繰入金12万9,000円、繰越金1,519万1,000円をそれぞれ増額計上しております。

歳出で、諸支出金1,637万8,000円を増額計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第29号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号については、委員会付託を省略することに決定しました。

た。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号、平成23年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、平成23年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第30号 平成23年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

議長（町田末吉君） 日程第9、議案第30号、平成23年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） 議案第30号、平成23年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

補正是、歳入で繰入金21万4,000円、繰越金53万6,000円の増額。

歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金45万円、保健事業費21万4,000円、保険料還付金8万6,000円をそれぞれ増額計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第30号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、平成23年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、平成23年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第31号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について

議長（町田末吉君） 日程第10、議案第31号、与論町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） 議案第31号、与論町過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由を説明申し上げます。

平成23年度過疎対策事業債、ソフト分の起債に伴い計画書の文言等の修正及び過疎計画参考資料（年次計画表）における子育て支援事業の平成23年度起債計画額を300万円から500万円に増額変更しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第31号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号、与論町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

議長（町田末吉君） お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、与論町過疎地域自立促進計画の変更については、可決されました。

日程第11 議案第32号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議長（町田末吉君） 日程第11、議案第32号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） 議案第32号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地域ぐるみ防疫衛生意識高揚対策事業（資源循環化施設整備事業）でゆんぬ敷料化ラブセンターの設置及び管理に関する条例を制定することに伴い、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。1番。

1番（川村武俊君） 数字の確認をしたいと思います。1番最後の改正前と改正後のところの議会議長のところの県外というところが、1,500円から500円に改正後なっていますが、これは間違ですか。日当のところの県外、改正前は1,500円になっていますが、改正後は500円になっています。

[総務課長「完全に印刷のミスでのございます」と呼ぶ]

1番（川村武俊君） 印刷のミスですね、以上です。

議長（町田末吉君） いいですか。

[川村武俊君「はい」と呼ぶ]

議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第32号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第12 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の一部を改正する条例）

議長（町田末吉君） 日程第12、承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） 承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）が平成23年4月27日に公布施行されたことに伴い、与論町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、交付から施行までの期間がなく、議会を招集する時間的余裕もなく専決処分したため、その承認を求めるものであります。

改正内容は、東日本大震災に係る個人住民税の雑損控除額等の特例、住宅借入金特別税額控除の適用期間の特例、固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等について、附則に加えるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

承認第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

議長（町田末吉君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、6月24日、本会議であります。日程の都合により特に午後3時に繰り下げる開くことにします。定刻までに御参集をお願いします。

本日は、これで散会します。御苦労様でした。

散会 午後4時20分

平成 23 年第 2 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 23 年 6 月 24 日

平成23年第2回与論町議会定例会会議録
平成23年6月24日（金曜日）午後3時22分開議

1 議事日程（第2号）

- 第1 議案第 5号 与論町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例制定の件（総務厚生常任委員長報告）
第2 陳情第 2号 腎移植手術を受ける患者さんに対する旅費・交通費補助を求める陳情（総務厚生常任委員長報告）
第3 請願第 7号 硫黄島への米軍射爆撃場の移転に断固反対する請願
第4 陳情第 3号 叶組東西線（仮称）道路の改良舗装について（文教経済常任委員長報告）
第5 陳情第 4号 くじり線（仮称）改良舗装整備に関する陳情
第6 陳情第 5号 スポーツを通したまちづくり（人口芝グラウンド建設）に関する陳情
第7 陳情第 6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について
第8 発議第 3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について（野口靖夫議員ほか3人提出）
第9 発議第 4号 与論町議会基本条例制定の件（喜村政吉議員ほか4人提出）
第10 閉会中の継続調査について
　　総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会、議会運営委員会、議会議員定数等調査特別委員会

2 出席議員（11人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 川 村 武 俊 君 | 2番 林 隆 寿 君 |
| 3番 供 利 泰 伸 君 | 4番 福 地 元一郎 君 |
| 6番 本 畑 敏 雄 君 | 7番 坂 元 克 英 君 |
| 8番 喜 村 政 吉 君 | 9番 野 口 靖 夫 君 |
| 10番 麓 才 良 君 | 11番 大 田 英 勝 君 |
| 12番 町 田 末 吉 君 | |

3 欠席議員（1人） 欠員（0人）

5番 喜 山 康 三 君

4 地方自治法第121条による出席者(12人)

町長	南政吾君	教育長	田中國重君
総務企画課長	元井勝彦君	会計管理者兼会計課長	佐多悦郎君
税務課長	猿渡ケイ子君	町民福祉課長	沖野一雄君
環境課長	福地範正君	産業振興課長	鬼塚寿文君
商工観光課長	久留満博君	建設課長	高田豊繁君
教委事務局長	野田俊成君	水道課長	池田直也君

5 議会事務局職員出席者(2人)

事務局長	川畑義谷君	係長	朝岡芳正君
------	-------	----	-------

開議 午後3時22分

議長（町田末吉君） どうもお疲れ様です。よろしくお願いします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 議案第5号 与論町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例制定の件（総務厚生常任委員長報告）

議長（町田末吉君） 日程第1、議案第5号、与論町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例制定の件を議題とします。

総務厚生常任委員長の報告を求めます。10番。

総務厚生常任委員長（麓 才良君） ただいま議題となり、本委員会に付託されました「議案第5号、与論町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例制定の件」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

第1回目の委員会は、3月16日に全委員出席のもと開催し、税務課長の参与・説明を受けつつ、審査いたしました。

この条例は、町民に対して行政サービスの制限をするという内容のもので、郡内でも初めてのケースであることから、慎重な審査が必要であると判断し、施行規則の案も参考にさせてもらうこととなりました。

このため、施行規則の案が提示されてから再び審査することにし、第1回（3月）定例会においては継続審査とすることにいたしました。

第2回目の委員会は、5月19日に全委員出席のもと開催し、税務課長、税務対策監兼収納対策室長、課長補佐の参与を求め、施行規則の素案を参考にしながら審査いたしました。

この中で、当局から、本条例の趣旨は納税相談をすることによって、納税への導きをするものであるとの説明がありました。委員からは、奨学資金等については、子供たちへの影響が及ばないよう配慮してもらいたいとの要望を始め、関連事項のある関係機関間で緊密な連携を図ることや、行政内部における協力体制を構築することなどについての意見が出されました。

そこで、当局がこれらの意見等を参考にしつつ、再度施行規則の原案をまとめた段階で、再び説明を受け、審査することといたしました。

第3回目の委員会は、6月21日に全委員出席のもと開催し、税務課長、税務対策監兼収納対策室長、課長補佐の参与を求め、施行規則の原案について説明を受けました。当局の説明では、関係各課との協議は、条例が制定された後で前回提示した施行規則の素案をもとにして行う予定であるとのことありました。

しかしながら、委員会としては、関係各課との協議を済ませた上で策定することとなる施行規則の原案を参考にさせてもらいたいと要請し、それができた後に審査することといたしました。

第4回目の委員会は、6月23日に全委員出席のもと開催し、税務課長、税務課長補佐の参与を受けて、前日の6月22日に関係各課との協議を行った上でまとめた施行規則の原案について説明を求め、審査いたしました。

以上申し上げたとおり、4度にわたる審査を経た上で、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員から、この条例の趣旨は納税相談を行って納税への導きをするものであることから、困っている方々には十分配慮をするよう重ねて要請がありました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についての報告を終わります。

なお、参考までに施行規則を添付してございますので、お目通しください。

以上です。

議長（町田末吉君） 総務厚生常任委員長の報告は終わりました。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第5号、「与論町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例制定の件」について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、「与論町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例制定の件」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。

議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、「与論町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例制定の件」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 陳情第2号 腎移植手術を受ける患者さんに対する旅費・交通費補助を求める陳情（総務厚生常任委員長報告）

日程第3 請願第7号 硫黄島への米軍射爆撃場の移転に断固反対する請願
議長（町田末吉君） 日程第2、陳情第2号「腎移植手術を受ける患者さんに対する旅費・交通費補助を求める陳情」及び日程第3、請願第7号「硫黄島への米軍射爆撃場の移転に断固反対する請願」を一括議題とします。

総務厚生常任委員長の報告を求めます。10番。

総務厚生常任委員長（籠 才良君） ただいま議題となり、本委員会に付託されました「陳情第2号、腎移植手術を受ける患者さんに対する旅費・交通費補助を求める陳情」及び「請願第7号、硫黄島への米軍射爆撃場の移転に断固反対する請願」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、6月23日午後3時から全委員出席のもと開催いたしました。

まず、陳情第2号について申し上げます。

今後、透析患者の増加が懸念される中で、腎移植は患者が透析から解放されて、健康な方々と同じような生活を送ることができるようになることと併せて、医療費の削減につながるものであります。

しかしながら、腎移植を受けるには患者を始め、家族の旅費が大きな負担となることから、離島においても高度医療が受けやすくなるよう旅費の助成が求められているところであります。

本委員会では奄美群島内の他市町村の採択状況等も参考にしつつ、沖野町民福祉課長からも意見を伺い、審査した結果、陳情第2号は全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第7号について申し上げます。

これは、硫黄島への米軍射爆撃場の移転に反対するものであります。最初に、紹介議員から説明を求めた上で、硫黄島の位置をインターネット上の地図で確認しながら審査をいたしました。

採決の結果、請願第7号は全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました陳情・請願の審査の経過と結果についての報告を終わります。

議長（町田末吉君） 総務厚生常任委員長の報告は終わりました。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第2号「腎移植手術を受ける患者さんに対する旅費・交通費補助を求める陳情」について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第2号「腎移植手術を受ける患者さんに対する旅費・交通費補助を求める陳情」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号「腎移植手術を受ける患者さんに対する旅費・交通費補助を求める陳情」は、採択することに決定しました。

次に、請願第7号「硫黄鳥島への米軍射爆撃場の移転に断固反対する請願」について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、請願第7号「硫黄鳥島への米軍射爆撃場の移転に断固反対する請願」を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第7号「硫黄鳥島への米軍射爆撃場の移転に断固反対する請願」は、採択することに決定しました。

日程第4 陳情第3号 叶組東西線（仮称）道路の改良舗装について（文教経済常任委員長報告）

日程第5 陳情第4号 くじり線（仮称）改良舗装整備に関する陳情

日程第6 陳情第5号 スポーツを通したまちづくり（人口芝グラウンド建設）に関する陳情

日程第7 陳情第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について

議長（町田末吉君） 日程第4、陳情第3号「叶組東西線（仮称）道路の改良舗装について」から、日程第7、陳情第6号「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担

制度拡充に係る意見書の採択要請について」までの4件を一括して議題とします。

文教経済常任委員長の報告を求めます。9番。

文教経済常任委員長（野口靖夫君） ただいま議題となり、本委員会に付託されました「陳情第3号、叶組東西線（仮称）道路の改良舗装について」「陳情第4号、くじり線（仮称）改良舗装整備に関する陳情」「陳情第5号、スポーツを通したまちづくり（人口芝グラウンド建設）に関する陳情」「陳情第6号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について」、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、6月21日に1回目の審査と日程調整を行った後、翌22日に担当課の職員同行のもと現地調査を行い、委員会室において全委員で慎重に審査いたしました。

まず、陳情第3号ですが、委員の中から要望・意見や特別な異論はなく、陳情の趣旨に賛同できるものであり早急に善処する必要があるとのことから、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4号について申し上げます。陳情の中にも記載されているとおり、この道路は、昭和60年度に県営畠地帯総合整備事業で整備されているが、現場調査の結果、歳月の経過とともに降雨による浸食や大型車等の通行などにより路面にひび割れと起伏が生じており、また、路肩下層部分も降雨等により浸食崩壊していることから、特に対面通行に際しては危険であります。車両等の通行の安全を確保し、農地の利用向上や近隣住民の生活環境の向上を図るために早急な改良舗装が望まれることから、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第5号について申し上げます。近年、本町のサッカー競技は、一般チームが地区大会で4連覇するなど、小中高生ともに地区大会では優秀な成績を挙げているものの、県大会では上位に食い込むことができなくなっています。その主な原因は、本町の体育施設と県本土の体育施設との格差にあると思われます。県本土においては現在、中学生や高校生の大会でも土のグラウンドで試合を行うことは皆無となっており、今では大島地区においてさえも、芝のグラウンドを有しないのは喜界町と本町だけであるとのことであります。

未来の与論を担う子供たちのために、同じ土俵で戦える環境をつくってあげることが大人の責務だという趣旨には、賛同するものであるという意見が大勢ありました。そのための財源と土地の確保が大きな課題であります。その実現に向け、町民一丸となって努力する必要があります。

私は、個人的に申し上げますが、前の体育協会長であります喜山譲会長がいつも私ども議会に来られまして、話をされておられたことを今思い出してあります。「こ

の島はスポーツで島をつくるんだ」と、「それしかないんだよ」ということを言っておられましたが、なるほどと思いながら、これを審査したところでございます。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第6号について申し上げます。文部科学省が実施した国民からの意見募集調査によると、約6割が「小中学校の望ましい学級規模」としては、26人から30人を挙げており、保護者も30人以下の学級を望んでいるとのことであります。主な理由としては、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加することや、暴力行為、不登校、いじめ等の生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子供が顕著に増えているからであります。このことは、私ども全委員も共通理解しているところであります。

また、義務教育費国庫負担制度拡充の件については、平成21年9月議会においても陳情の趣旨には賛同するとのことで採択し、意見書を関係行政府に提出した経緯があります。このようなことから、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

議長（町田末吉君） 文教経済常任委員長の報告は終わりました。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第3号「叶組東西線（仮称）道路の改良舗装について」、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号「叶組東西線（仮称）道路の改良舗装について」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号「叶組東西線（仮称）道路の改良舗装について」は、採

択することに決定しました。

次に、陳情第4号「くじり線（仮称）改良舗装整備に関する陳情」について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第4号「くじり線（仮称）改良舗装整備に関する陳情」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号「くじり線（仮称）改良舗装整備に関する陳情」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第5号「スポーツを通したまちづくり（人口芝グラウンド建設）に関する陳情」について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号「スポーツを通したまちづくり（人口芝グラウンド建設）に関する陳情」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号「スポーツを通したまちづくり（人口芝グラウンド建設）に関する陳情」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第6号「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について」、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第6号「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について」は、採択することに決定しました。

日程第8 発議第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

議長（町田末吉君） 日程第8、発議第3号「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。9番。

9番（野口靖夫君） 発議第3号「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」。提出者、与論町議会議員、野口靖夫。賛成者、与論町議会議員、麓才良。同じく賛成者、喜村政吉。同じく賛成者、福地元一郎。

上記の議案を別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。提案理由を申し上げます。

文部科学省が実施した国民からの意見募集調査によると、約6割が「小中学校の望ましい学級規模」として26人から30人を挙げてあります。保護者も30人以下学級を望んでいるとのことであります。主な理由としては、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加することや、暴力行為、不登校、いじめ等の生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子供が顕著に増えているからであります。このことは、私ども全議員が共通理解しているところであります。

また、義務教育費国庫負担制度拡充については、平成21年9月議会においても陳情の趣旨に賛同するとのことで採択し、意見書を関係行政庁に提出した経緯があります。

以上のことから、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求めるため関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

全員議員の皆さんのが御理解をいただいて、満場一致で賛成していただきますようにお願い申し上げて、提案理由の説明を終わります。

議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第4号 与論町議会基本条例制定の件

議長（町田末吉君） 日程第9、発議第4号「与論町議会基本条例制定の件」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。8番。

8番（喜村政吉君） 発議第4号「与論町議会基本条例制定の件」。提出者、与論町議會議員、喜村政吉。賛成者、与論町議會議員、麓才良。同じく与論町議會議員、福地元一郎。同じく大田英勝。同じく野口靖夫。

上記の議案を別紙のとおり与論町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由、この条例は、議員発議として、議会運営委員会の委員の皆さんとの賛同を得て提案するものです。

与論町議会の基本理念や議会・議員の活動原則及び責務等を町民に明らかにするとともに、町民と議会の関係、町長その他の執行機関と議会の関係など、議会に関する基本的事項を定めることにより、町民の負託に応え、もって町民福祉の向上及び町勢の発展に寄与するため、この条例を制定しようとするものです。

なお、附則において、この条例は、平成23年7月1日から施行しようとするものです。

議員各位の御賛同方をよろしくお願ひいたします。

議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号「与論町議会基本条例制定の件」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号「与論町議会基本条例制定の件」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 閉会中の継続調査について

議長（町田末吉君） 日程第10、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務厚生、文教経済、議会運営、議会議員定数等調査特別委員会の各委員長から、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありま

す。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（町田末吉君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第2回与論町議会定例会を閉会します。

閉会 午後3時52分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町田末吉

与論町議会議員 林 隆寿

与論町議会議員 坂元克英